



神戸町人権施策推進指針

【第三次改定】

人権感覚を高め
「一人ひとりがお互いを認め合い
人権を尊重し合うまち」を目指して



令和2年3月
神戸町





はじめに

人権の問題は、人間の自由と平等に関する問題です。

憲法は、人権を守るために国民の不断の努力、絶えざる努力が必要だといわれていますが、まさしく人権とは、すべての人々が、あらゆる機会や場面を通じて人権を守ろうとする努力をし、互いの違いを認め合う心によって守られるものであると思います。

町では、これまで人権尊重の精神が浸透するよう、学校教育や生涯学習を通して人権を尊重する教育を推進し、各種啓発活動の実施により町民の人権意識高揚に努めてきました。

しかしながら、近頃はさまざまな社会情勢の変化に伴い、多種多様な人権問題が発生しております。特に、子供を取り巻く環境の変化として、インターネットの問題、虐待やいじめの問題、これらは、時にもっとも大切な命をも奪うような、痛ましい事態にもなっております。また、女性の人権問題としての夫等からの暴力、高齢者への虐待、孤独死の問題など、いろいろな問題が提起されております。

こうした人権問題に対応していくため、町では人権問題に携わる関係者をはじめ、町民の意見も反映させながら、町としての人権教育、人権啓発などの施策を推進していくための指針について、策定期間の5カ年目にあたる今年度、現行の指針を継続・発展させる「神戸町人権施策推進指針（第三次改定）」の策定を行いました。

この指針を基に、国、県などの関係機関や町内の人権関係者の皆様と緊密な連携を図りながら、「一人ひとりがお互いを認め合い人権を尊重し合うまち」を目指して、町民の皆様と協働で人権施策の推進に積極的に取り組んでまいります。

終わりに、この指針の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました町民の皆さん、関係諸団体の皆さんに厚くお礼を申し上げますとともに、今後の人権施策の推進に一層のご理解とご協力を賜りますことをお願ひいたします。

令和2年3月

神戸町長 谷村成基

神戸町人権施策推進指針【第三次改定】 目次

第1章 基本的な考え方

1 指針策定の趣旨	1
2 基本理念	2
3 指針の位置づけ	3
4 指針の推進期間	3

第2章 人権施策の推進

I 人権教育・人権啓発の推進	5
1 人権教育	5
(1) 学校教育	5
(2) 社会教育・生涯学習	6
(3) 家庭教育	6
2 人権啓発	6
(1) 町民への啓発	6
(2) 企業等への啓発	7
3 人権にかかわりの深い分野の業務に従事する者に対する研修	7
(1) 行政職員	7
(2) 教職員	7
(3) 医療・福祉関係職員	7
4 情報収集・提供の推進	8
II 相談体制の充実	10
1 相談体制の充実強化	10
2 相談機関の周知	10

第3章 分野別施策の推進

1 女性	12
2 子ども	15
3 高齢者	19
4 障がい者	22
5 同和問題	25
6 外国人の人権	27
7 感染症患者等	29
8 刑を終えて出所した人	31

9 犯罪被害者等	3 2
1 0 インターネットによる人権侵害	3 4
1 1 性的指向、性自認を理由とする偏見・差別を受ける人	3 6
1 2 災害に伴う人権問題	3 8
1 3 その他の人権問題	4 0

第4章 総合的な施策の推進

(1) 町民との協働	4 4
(2) 専門家・各種団体等との連携	4 4
(3) 庁内の連携	4 4
(4) 広報等の活用	4 5
(5) 進行管理及び見直し	4 5
用語解説	4 6
< 資 料 >	5 5
○人権に関する意識調査について	5 6

注) 文中に※がついた用語は、「用語解説」に説明がしておりますので、参考にしてください。

第1章 基本的な考え方

1 指針策定の趣旨

本町では、平成22年人権尊重社会の実現に向けた基本的な考え方、各分野の現状と課題、それに対する施策などを明らかにし、人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくために、「神戸町人権施策推進指針」を策定しました。また、社会情勢の変化を踏まえ、平成27年3月に改定し、この人権施策推進指針で定めている分野別施策について、府内各部署と連携を図りながら進めているところです。

岐阜県におきましても、平成30年3月に「岐阜県人権施策推進指針」の第三次改定をしており、現在の指針を継承・発展させて、新たな人権課題に対応するため、岐阜県の目指すべき人権施策の在り方について方向性を示しております。

すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、住民一人ひとりの人権尊重の意識を高めることが不可欠です。

人権に関する問題は、子ども、高齢者、女性、障がいのある人、同和問題、外国人など多岐にわたり、近年では、ドメスティック・バイオレンス※（DV）や子ども・高齢者への虐待、インターネットの普及に伴う人権侵害、個人情報の流出、犯罪被害者とその家族、性的指向※及び性自認※を理由とする偏見や差別を受ける人の人権問題も深刻化しております。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を経験し、災害時に顕在化する女性、高齢者、障がい者、外国人等災害弱者に対する人権侵害や被災者に対するいまだに続く誹謗・中傷等のいじめも問題になっております。

国においては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（平成28年法律第68号。以下「ヘイトスピーチ※解消法」という。）及び「部落差別の解消の推進に関する法律」（平成28年法律第109号。以下「部落差別解消推進法」という。）が施行されました。

本町においても、この度の改定は、こうした社会情勢の変化やこれまでの取り組みを踏まえ、現在の指針を継承・発展させて、新たな人権課題に対応するため、推進期間の5年目にあたる平成31年度に、神戸町人権施策推進指針【第三次改定】を策定し、町の現状や課題を再整理し、指針の見直しを行うこととしました。

なお、指針の策定にあたっては、「人権に関する町民意識調査」の結果を参考にするとともに、インターネット等によるパブリック・コメントの募集、神戸町人権施策推進指針策定委員会において協議・検討を経るなどして策定しました。

2 基本理念

神戸町第五次総合計画において、本町の将来像を「暮らしやすさ実感 ごうど (GO&DO) マイタウン」として掲げています。その実現に向けて、分野別に施策の大綱を定め、各種施策を講じていきます。

人権の分野としては、「パートナーシップで築く持続可能なまちづくり」との目標の下、公正・平等な社会の形成を目指し、人権尊重のための教育や啓発、相談・支援体制の充実などを進め、人権を尊重する社会の形成を目指します。

そのためには、町民、学校、企業、行政が一体となった町民参加のまちづくりをそれぞれの役割分担のもとに推進していくことが重要です。一人ひとりが互いを認め合い、他人の人権についても正しく理解することがすべての人の人権を守ることにつながります。

このようなことを踏まえ、「町民一人ひとりの人権が尊重される社会」の実現に向け、人権に関する総合的かつ効果的な取り組みを推進することを基本理念とします。

I テーマ

人権感覚を高め「一人ひとりがお互いを認め合い人権を尊重しあうまち」を目指して

II 重点対策

近年、子どもや高齢者の人権問題は大きな社会問題となっており、その対策は急を要しています。令和元年10月に行った「人権に関する町民意識調査」においては、これまでの調査と同様に子どもや高齢者の人権問題に加え、インターネットや障がいのある人、個人情報に关心を持っていると答えた人の割合が高くなっています。社会の多様性が高まる中であらゆる分野における人権問題に関心がもたれています。

このような背景を踏まえ、これまでどおり、子どもと高齢者の人権問題に加え、個人情報に関する人権問題を重点課題とし、さまざまな施策を講じていきたいと考えます。

◎あたたかい心を育てる人権教育・啓発の推進

人間関係の希薄化が叫ばれる今日、自分だけでなく他人を思いやるあたたかい心を育てることが人権問題の解決への糸口であると考えます。そのために、効果的な人権教育や啓発の在り方について検討を進め、行政・教育機関、地域、家庭、企業等が一体となった人権教育や人権啓発の推進に努めます。

◎人権問題の早期発見、持続的な取り組み

人権教育や人権啓発活動による人権問題の発生の予防は重要です。しかし、起きてしまった人権問題に対しては、これを早期に発見し、素早く対策をとり持続的な取り組みが大切です。このため、人権侵害事案には、個人情報の管理など、より人権に配慮して対応し、関係機関等との連携の強化、情報の共有に努めます。

◎いじめ等の防止

近年、子ども同士のいじめは大変深刻な問題となっています。特にインターネット上のいじめなど、新しい形態のいじめも多くみられます。いじめは取り返しのつかない重大な人権侵害です。いじめをなくすためには、考え方や意見の違いなどがその人の個性と認める感覚を身につけること、いじめは許されないことであるということを強く働きかけることが必要です。また、生徒間での暴力や教師に対する暴力行為も問題となっています。町では、学校や関係機関との連携を図り情報の共有に努めるとともに、幼少期からの教育が大切であると考え、さまざまな機会をとらえ人権教育をしていきます。

◎虐待の防止

高齢化が進み、介護が必要となる高齢者は年々増えています。そういった高齢者に対し、殴る・蹴る・縛るなどの肉体的暴力や言葉や態度で精神的に苦痛を与えること、食事を与えない、世話をしないなどといった虐待が起きています。また、「しつけ」という名のもとに親などが子どもに対して暴力をふるう児童虐待も深刻な社会問題となっており、令和元年6月に「児童虐待の防止に関する法律」(以下「児童虐待防止法」という。)及び児童福祉法が改正され令和2年4月から体罰が禁止されることになりました。

子どもや高齢者といった弱い立場の人たちは、人権が侵害されやすい存在です。子どもや高齢者が安心して過ごせるまちを目指すため、虐待を防止するための啓発活動を積極的に進めます。また、関係機関との連携を密にし、情報共有・未然防止に努めます。

3 指針の位置づけ

この指針は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に規定されている地方公共団体の責務に基づき策定するもので、本町の今後の人権施策の基本的な方向を明らかにするものです。

今後、町はこの指針に基づき、より総合的かつ効果的な人権教育・人権啓発に関する施策を積極的に推進します。

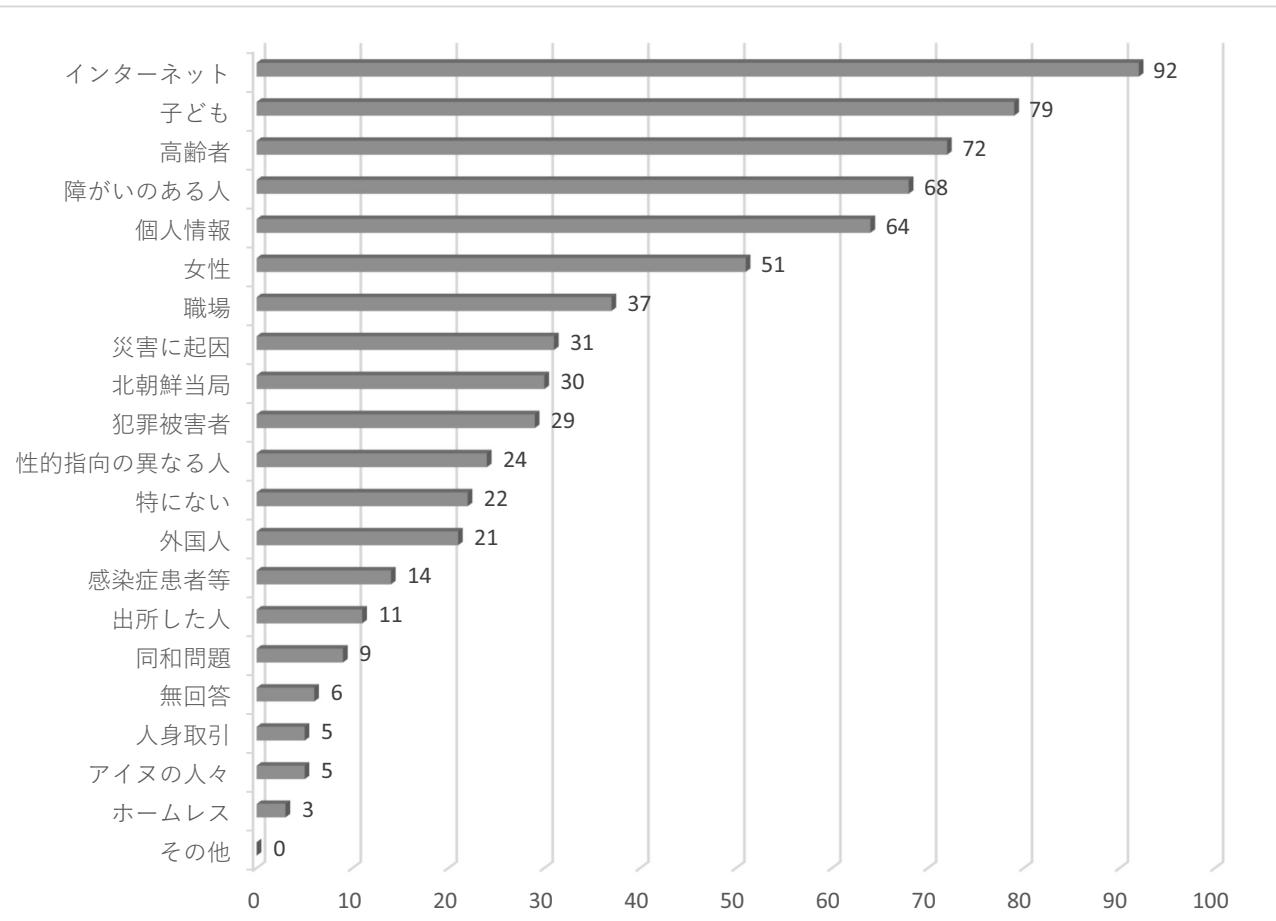
4 指針の推進期間

この指針の推進期間は、令和2年度から令和6年度までの5カ年間とします。

なお、この期間の満了後においても、その成果を踏まえ、県、関係機関及び町民とともに取り組みを継続します。

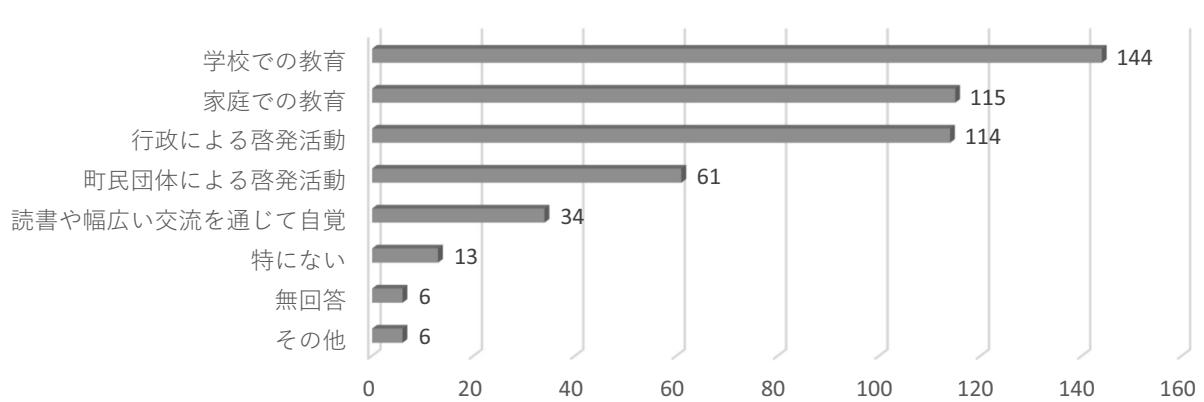
■現在関心を持っている人権問題

問 以下にあげる各人権問題の中で、あなたが現在関心をもっているものはどの問題ですか。次の中からいくつでも選んで○をつけてください。



■人権意識を高める方法

問 人権意識を高める方法として、どのようなものが有効と考えられますか。次の中からいくつでも選んで○をつけてください。



第2章 人権施策の推進

I 人権教育・人権啓発の推進

人権が尊重され、差別や偏見のない社会を実現するためには、学校、家庭、職場、地域などあらゆる場を通じて、人権に関する教育・啓発を行うことが重要です。

町民一人ひとりの人権を尊重する意識を高め、差別を見抜き差別をなくす実践力が高められるよう、引き続き人権教育・人権啓発を推進します。

1 人権教育

人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」（「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第2条）をいいます。基本的人権の尊重の精神が正しく身につくよう、町民一人ひとりがその重要性を正しく理解し、自分のみならず他人の人権にも十分配慮した行動がとれるように、専門家や関係機関で構成する検討会議等の開催や学校教育、社会教育・生涯学習を通じた人権教育を推進します。

(1) 幼児教育・学校教育

幼児・児童・生徒の発達段階に応じた全教育活動を通じ、人権意識を高め、すすんで人権問題に取り組むことができる力をつける、一人ひとりを大切にする学校づくりに取り組みます。

また、特別な支援が必要な子どもには、一人ひとりの発達段階や障がいの状況に応じたきめ細かな指導の充実に努めるとともに、周りの子どもや地域の人々との交流を積極的に推進し、相互の社会性や豊かな人間関係の育成に努めます。

あわせて、人権にかかわる様々な情報があふれる中で、児童・生徒一人ひとりの情報を読み解く能力など必要な基盤となる能力を育てるとともに、雇用及び労働に関する人権問題に対処できるよう教育の充実に努めます。

幼稚園においては、「子どもの最善の利益」を考慮して、人に対する愛情と信頼感、互いに尊重する心を育てるとともに、豊かな体験活動を通して、幼児期にふさわしい道徳性の芽生えを培うなど、心の充実に努め、幼児一人ひとりの良さや主体性が發揮される活動に努めます。

小学校、中学校においては、学校内における「いじめ」等の問題を厳粛に受け止め、命を守ることを最優先に考え、自己を見つめる力と他を思いやる心、豊かな人間性と自主的、実践的な態度を育てます。

また、教職員と児童・生徒、そして児童・生徒相互の信頼関係を築き、児童・生徒一人ひとりの人格や尊厳を大切にした教育の充実に努めます。

それぞれの園・学校においては、人権教育における行動力の育成を図るための取り組みである「ひびきあい活動※」を実施し、児童・生徒及び教職員等の一層の人権感覚の向上を図るとともに、

家庭・地域と連携した人権教育を推進します。

(2) 社会教育・生涯学習

社会教育においては、すべての人々の人権が尊重される平和で豊かな社会を実現するため、世の中にある不合理な差別をなくすよう、生涯学習の視点を踏まえ、あらゆる社会生活の場面において人権に関する学習を推進します。

地域における人権教育活動を効果あるものにするためには、地域に根づき、地域で人権教育・啓発活動を推進するリーダーを育成していくことが不可欠です。

社会教育関係団体は地域を基盤に活動しており、人権が尊重される明るい地域社会づくりに極めて大きな役割を果たしています。人権に関する教育を効果的に進めるためにはこれらが相互に連携・協力することが必要です。社会教育団体等と一体となった事業の推進が図られるように、各方面に積極的に働きかけます。

(3) 家庭教育

家庭は、特に子どもにとって人権意識を育む上で非常に重要な場です。親が偏見を持たない、差別をしない、差別を許さないなど、人権問題を正しく理解した上で接することが重要です。

しかし、社会が変化する中、家庭の教育力の低下が指摘されるとともに育児不安、児童虐待、いじめなどが社会問題となっています。

各家庭が改めて家庭教育に対する責任を自覚し、自主的に取り組むとともに、家庭を取り巻く地域住民、学校、市町村等の関係者が連携して家庭を支えていく施策を進めます。

また、家庭教育においては、子どもの成長段階に応じ、生命の大切さや男女平等など、人権尊重の意識をはぐくむことが大切であることから、家庭に対する情報提供や、子育て相談などの支援、保護者的人権意識の高揚を図るために、学習機会の充実等に努めます。

2 人権啓発

人権啓発とは、「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く）」（「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第2条）をいい、町民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、他人の人権にも十分配慮した行動をとれるよう、町民や企業への啓発を推進します。

(1) 町民への啓発

人権尊重の意識を高めるため、広報やホームページなどの各種媒体を活用し、全町民に対して人権啓発を推進します。また、町民自らが人権問題を考えるきっかけづくりの場となる講演会、講座などの開催、人権に関する情報の収集・提供等により人権啓発の充実に努めます。

(2) 企業等への啓発

企業等については、公正な採用、男女間の昇進や賃金格差の問題、セクシュアル・ハラスメント※（以下「セクハラ」という。）やパワーハラスメント※（以下「パワハラ」という。）等への対応、働く人の立場に立った働き方改革が求められています。

また、企業の社会的責任の中の中核的課題として人権が明記されるなど、企業の社会的責任（CSR※）が一層重要視され、自社の従業員のみならず消費者や地域社会等への配慮も求められるようになっており、人権が尊重される職場づくりや、人権尊重の視点に根ざした企業活動を進めるために計画的、継続的な従業員に対する研修に努めることが大切です。

町では、企業等における人権に関する啓発・研修に関する資料や情報提供などの支援に努めます。

3 人権にかかわりの深い分野の業務に従事する者に対する研修

町民一人ひとりの人権が尊重される社会を実現するためには、あらゆる人を対象にした人権教育に取り組む必要があります。特に、行政職員、教職員、医療・福祉関係職員など人権にかかわりの深い分野の業務に従事している人は、個人情報の保護や個人のプライバシーへの配慮など人権尊重の視点から職務を遂行する必要があり、それぞれの関係機関における研修等への取り組みについて積極的に推進します。

(1) 行政職員

行政職員は、一人ひとりが人権問題に対する正しい理解と認識を深めるとともに、豊かな人権感覚を持つことが重要です。このため、各種研修によって人権にかかわりの深い職務に従事する者に対する人権教育の充実・強化を図る必要があります。今後、町民の模範となり、地域の指導者となるべき職員の人権感覚を養成できるよう研修や学習機会の充実を図ります。

(2) 教職員

教職員は、子どもたちの人格形成や人権意識を高める上で、きわめて重要な役割を担っています。

そのため、教職員が人権に対する正しい理解と人権尊重の理念について十分な認識を持てるよう研修を実施し、より一層人権意識を高めるように努めます。

(3) 医療・福祉関係職員

医療関係職員は、患者や家族のプライバシーに対する配慮や診療情報の守秘義務があり、人権意識に根ざした行動や判断が求められています。このため、職員の採用時や職場などで人権に関する

研修を実施し、医療・保健従事者の人権意識の高揚に努めます。

また、福祉関係職員は、高齢者、障がい者、子どもなどの介護業務から生活相談業務（いじめなど）などに直接携わっており、個人のプライバシーや人権尊重に対する十分な認識と配慮が求められています。このため、福祉関係職員の人権に関する研修の実施や、人権意識の高揚を図ります。さらに、地域とのつながりの深い民生委員児童委員についても研修会への参加を促し、人権意識の高揚に努めます。

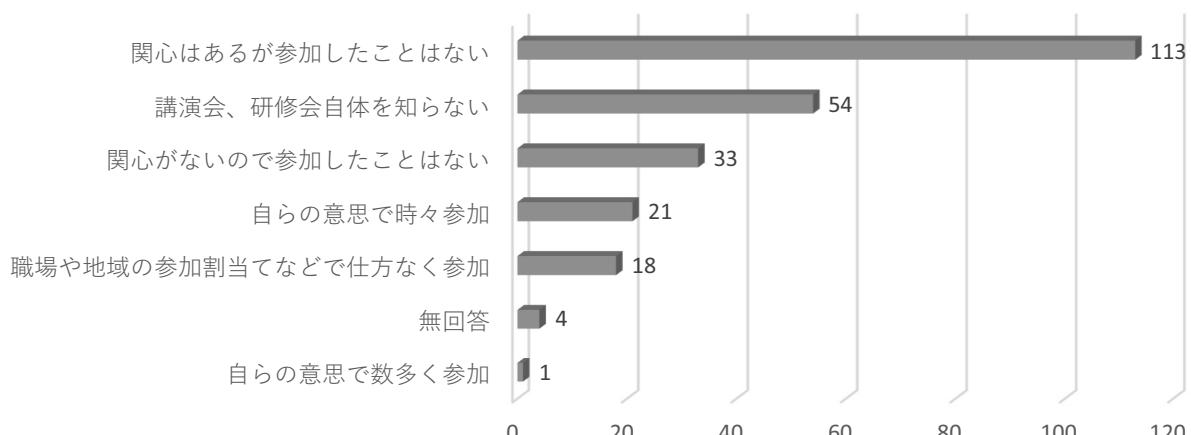
4 情報収集・提供の推進

人権に関する情報の収集・提供は、町民一人ひとりの人権が尊重される社会を実現するための大きな要素の一つです。このため、国をはじめ都道府県、市町村、各種関係機関・団体、報道機関等の人権に関する情報の収集や、有効な情報の共有に努めます。

また、これらの情報を県民、関係機関が容易に入手できるよう、県のホームページや広報紙の発行などにより、効果のある情報提供に努めます。

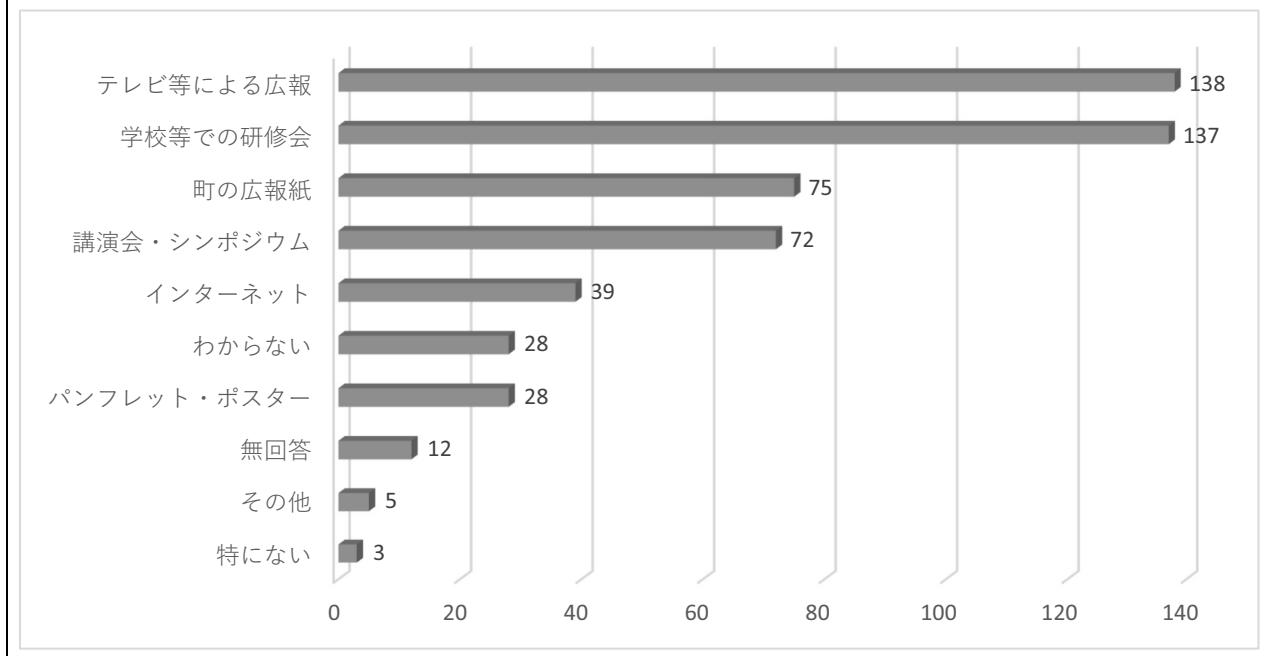
■人権問題に関する講演会や研修会への参加

問 過去3年間ぐらいの間に、人権問題に関する講演会や研修会への参加について、どのような対応をしてきましたか。次の中から1つだけ選んで○をつけてください。



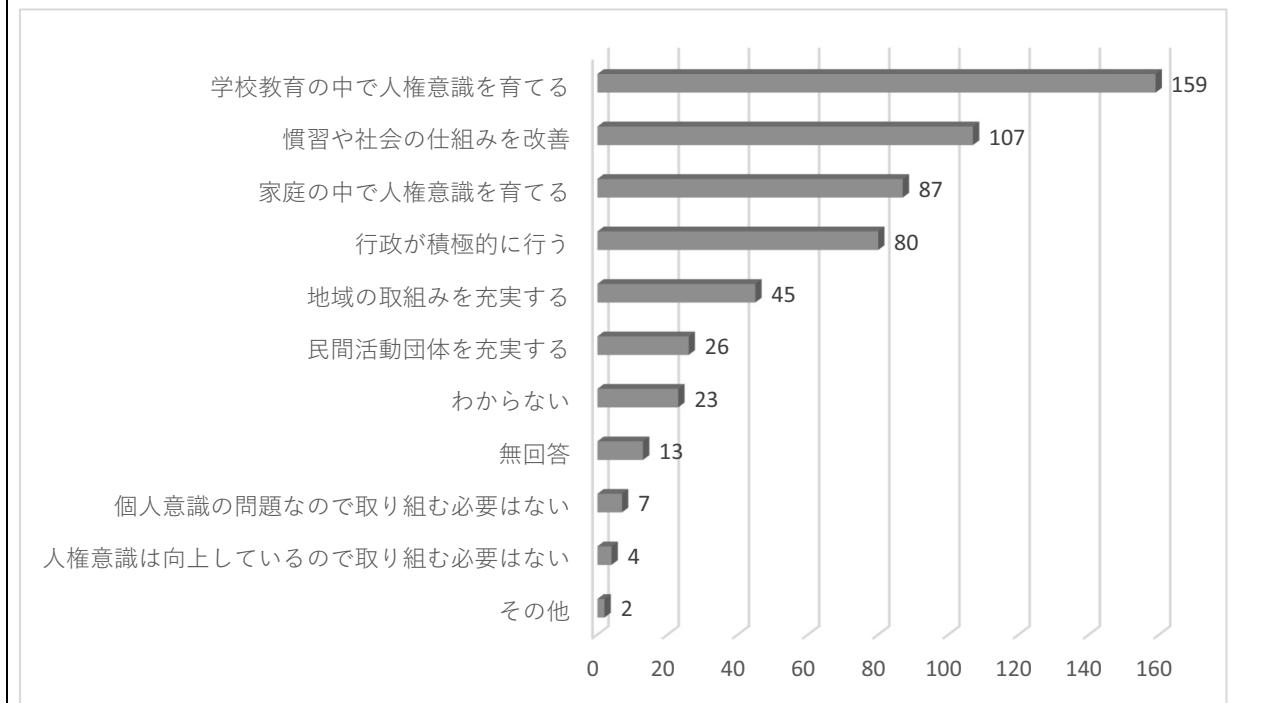
■人権問題について必要な啓発・広報活動

問 人権問題についての認識を深めるために、どのような啓発・広報活動が必要だと思いますか。次の中から3つまで選んで○をつけてください。



■人権問題について人権意識を高めるための取り組み

問 人権問題についての理解を深め、人権意識を高めるためには、今後どのような取り組みを行えばよいと思いますか。次の中から3つまで選んで○をつけてください。



Ⅱ 相談体制の充実強化

町民が人権に関する問題に直面したとき、様々な施策や制度、専門的な助言や支援によって問題が早期に解決され、保護や自立支援等が適切に行われることが必要であり、そのため、町民が様々な支援施策を円滑に活用できる相談機能の充実が重要になります。

人権侵害に対する被害者の救済は、法務局、人権擁護委員※による人権侵犯事件の調査処理や最終的な紛争解決手段としての裁判制度により被害者保護の取り組みがされています。

しかし、依然として、女性、子ども、高齢者、障がい者、労働者をめぐる人権問題など様々な人権問題が生じている現状や人権意識の高まりなどから、相談窓口の役割が大きくなっています。相談体制の充実強化等を図ります。

「人権に関する町民意識調査」の結果によると、人権侵害を受けた場合に、「家族に相談する」と回答した人は 24.1%と一番多く、次に「友人に相談する」と回答した人が 15.1%となっており、「県や役場など公的相談機関に相談する」と回答した人 11.6%、「民生委員等に相談する」と回答した人 4.8%、「法務局や人権擁護委員に相談する」と回答した人 3.5%と公的機関等に相談すると回答した人を上回っており、相談窓口の周知や相談しやすい体制を整える必要があります。

1 相談体制の充実強化

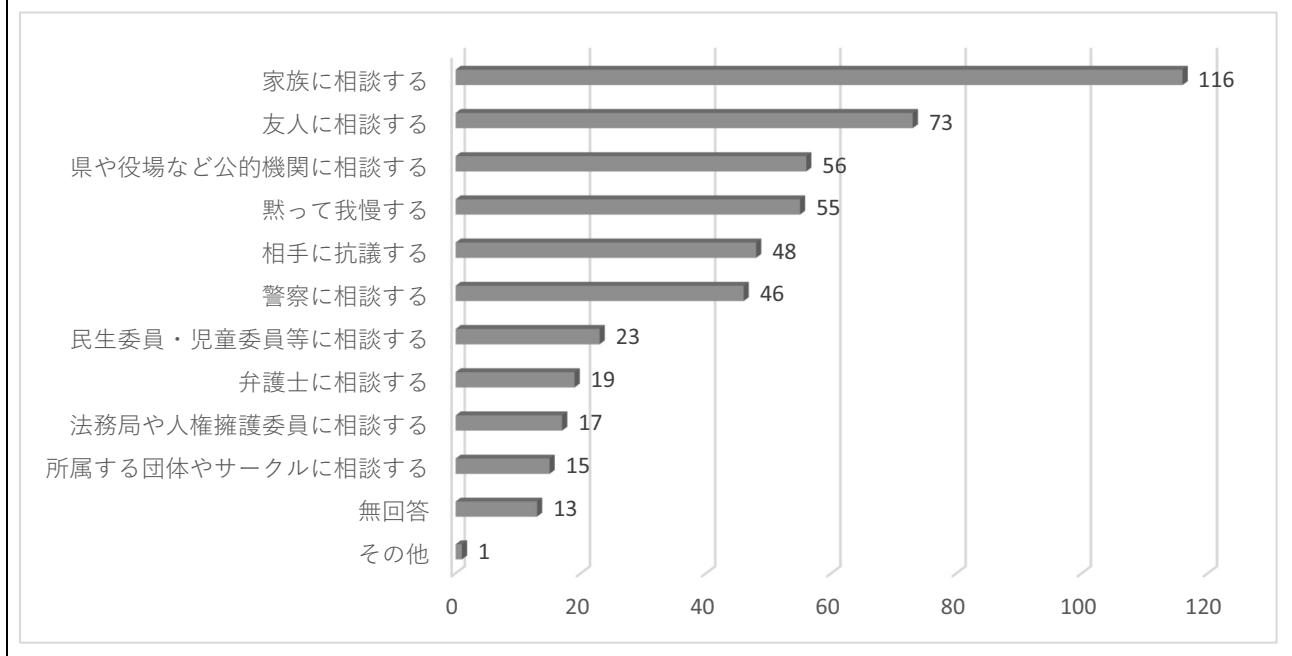
相談者が迅速かつ的確な対応を受けることができるよう、相談員の増員、相談時間の拡充など、相談・支援体制の充実強化を図ります。

2 相談機関の周知

町民が必要な時に必要な相談等を受けることができるよう相談機関にかかる情報の周知を図ります。

■ 人権侵害を受けた場合の対応

問 もしも人権侵害を受けた場合、どのような対応をしますか。次の中から選んで○をつけてください。(複数回答可)



第3章 分野別施策の推進

1 女性

(1) 現状と課題

国においては、昭和60年に「女子差別撤廃条約※」を批准するとともに、戸籍法や民法の一部改正、「男女雇用機会均等法」の制定等の法整備が進められ、平成11年には「男女共同参画社会基本法」が成立しました。また、男女の雇用機会の均等や職場での女性差別に対して、性別による差別の禁止を徹底し、男女の均等をより一層推進するため、平成18年「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(男女雇用機会均等法)の大幅な改正がなされ、平成19年に施行されました。

しかし、「人権に関する町民意識調査」の結果では、約8割の人が女性の人権に関して何らかの問題があると考えています。「家事・育児や介護などを男女が共同して担うことができる社会の仕組みが十分整備されていないこと」、「性別による固定的な役割分担意識があること」などへの関心が高くなっています。引き続き男女共同参画社会づくりを進める必要があります。

「女性に対する暴力の根絶」については、平成23年に策定した「神戸町男女共同参画プラン」(平成29年3月更新)においても重要課題の一つとしており、女性に対する相談、ドメスティック・バイオレンス※(以下「DV」という。)被害者の保護支援も関係機関との連携のもと実施しています。

DVは、その発見が困難なため、潜在化しやすく、周囲も気づかないうちに暴力が激化し、被害が深刻化しやすいという特性があります。また、婚姻関係、年齢を問わず起きており、相談窓口における配偶者等からの暴力の相談件数は、年々増加傾向にあります。

職場においては、男女の待遇に差があるだけでなく、セクハラやマタニティ・ハラスメント※(以下「マタハラ」という。)により、仕事がしづらくなったり、働きにくくなったりしている問題が大きくなっています。

さらに、アダルトビデオへの出演強要やJKビジネス※など、性犯罪や売買春など問題が多様化しています。

今後も、あらゆる層へ啓発することにより、暴力を許さない社会づくりをしていくとともに、思春期からの暴力予防教育により未然防止に取り組むことが必要です。

「人権に関する町民意識調査」の結果においても、「男女共同で家事・育児や介護などを担う社会の仕組みが十分整備されていないこと」、「性別による固定的な役割分担意識があること」などへの関心が、前回(平成26年9月実施)同様に高くなっています。

また、DV、セクハラやマタハラに対する関心は、前回より高くなっています。新たに項目とした性犯罪や売買春についての関心も、高い割合になっています。

(2) 施策の方向

女性も男性も、性別にかかわらず全ての個人が互いにその人権を尊重し、性別にかかわりなくその個性や能力を十分発揮できる社会を実現するため、男女共同参画意識の啓発や女性の活動を支援する環境づくりに取り組み、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的に推進します。

1) 人権尊重意識の確立

男女間の不平等感、性別を理由とする差別や人権侵害は、男女共同参画社会の形成を阻害する要因といえます。様々な方法で、人権尊重意識を高めるため、啓発活動や相談体制の充実を図ります。

2) 女性に対する暴力の根絶

潜在化しがちな女性に対するあらゆる暴力（DV、セクハラ、性犯罪、売買春など）のない社会環境をつくるため、各種啓発活動を促進し、学習機会の充実及び相談機関等の情報提供に努めます。

また、女性に対する暴力の被害救済のための関係機関等の相談窓口の周知、各種広報活動を行います。

3) 男女平等意識の確立と性別による役割分担意識の解消

社会生活全般において、未だ根強く残っている固定的な性別役割分担意識を解消するため、啓発活動を進めます。

4) 「男女共同参画社会」の更なる推進

これまでの男性を中心とする働き方を見直し、性別にかかわりなく個人として尊重され、男女が対等な立場であらゆる活動にともに参画し、責任を分かち合う男女平等参画社会の実現を目指すために、町民や事業者に対し、相談、支援や啓発を推進します。

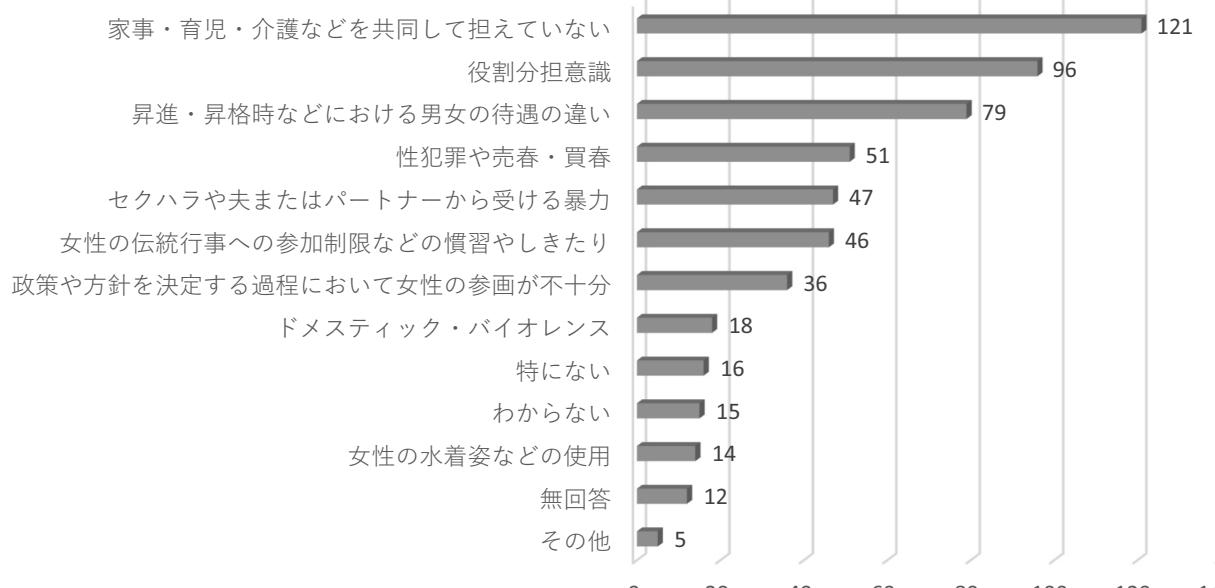
5) 男女平等を基本とする教育・学習の充実

家庭・職場・地域・学校教育や生涯学習など広い分野で、人権の尊重、男女の平等や相互理解の重要性など、教育活動を通して、個人の尊厳と男女平等に関する教育・学習を進めます。

また、児童・生徒の発達段階に応じたキャリア教育の充実や職業体験やインターンシップ※の活動の提供などにより、望ましい勤労観・職業観を育むことに努めます。

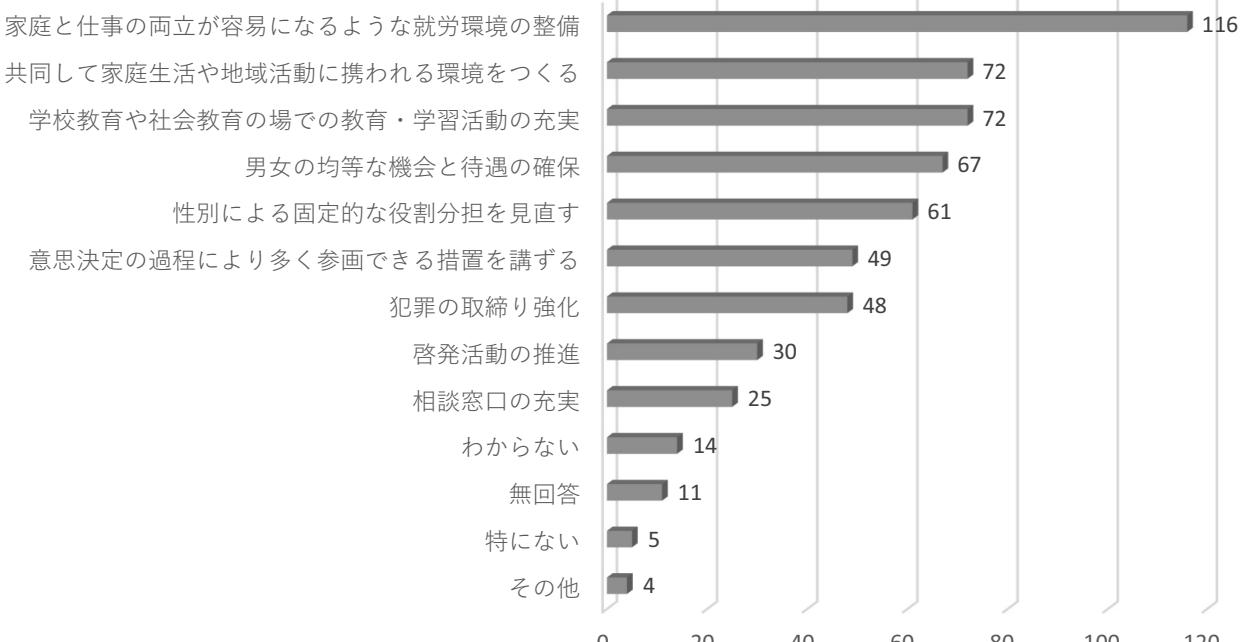
■女性の人権に関して特に問題があること

問 女性の人権問題について、特に問題があると思うのはどのようなことですか。次の中から3つまで選んで○をつけてください。



■女性の人権を尊重していくために必要なこと

問 女性の人権を守るためにには、どのようなことが必要だと思いますか。次の中から3つまで選んで○をつけてください。



2 子ども

(1) 現状と課題

少子化や核家族化の進行、地域の子育て機能の低下、インターネットや携帯電話・スマートフォンの急速な普及などにより、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。そのような中でいじめや児童虐待、不登校や家庭への引きこもりといった、子どもの人権に関する問題は依然として厳しい状況にあります。

また、出会い系サイトを通じた児童買春等子どもの犯罪被害、氾濫する違法・有害情報に起因した青少年の犯罪被害、インターネットを介した誹謗・中傷によるいじめ、個人情報の流出など、子どもの人権侵害が深刻な社会問題となっています。

「人権に関する町民意識調査」の結果においても、約9割の人が子どもの人権に対して何らかの問題があると認識しています。多くの人は「子ども同士のいじめ」や「家庭での虐待」などに問題があると考えています。

このような中、これまで児童相談所が対応してきた児童相談について、平成16年に「児童虐待防止法」及び「児童福祉法」が改正されたことにより、平成17年4月1日から市町村が家庭児童相談に応じることが法律で明確化され、市町村の役割がますます大きくなっています。さらに、令和元年に改正された「児童虐待防止法」及び「児童福祉法」では、「しつけ」として行われていた体罰が禁止されることとなり、法制面から子どもたちを守る社会環境は整いつつあります。

今後はさらに、子どもや家庭がその周りの様々な人々に見守られ、ともに支え合いながら、安心して健やかに暮らしていく神戸町を目指し、町民、家庭、地域社会、学校、企業、行政等がそれぞれの役割を認識し、連携を図りながら豊かな心を持った子どもの育成や、子どもの人権が十分に保障される社会環境づくりを推進する必要があります。

また、社会生活を営む上で困難を有する青少年に対し、一人ひとりの困難な状況に応じた適切な支援を実施するため、各機関が連携した総合的・継続的な支援体制を強化する必要があります。

(2) 施策の方向

子どもの視点に立ち、町民一人ひとりが家庭や子育てに関する関心を高められるよう、地域社会、学校、家庭、企業などと連携を図りながら施策を推進します。

1) 子どもの人権を尊重する啓発運動

子どもが一人の個人として権利を持ち、権利行使する主体であるということを、あらゆる機会を通して、関係機関や団体の協力を得ながら子ども自身や親、そして町民全体に対して子どもの人権尊重を目指した啓発活動を推進します。

2) 乳幼児期における子どもの人権尊重

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて大切な時期であり、幼稚園においては、人権を大切にする心を育てるという観点から、「保育所保育指針」や「幼保園教育要領」を基本と

して、子どもの心身の発達、家庭や地域に応じた適切な保育を実施します。

また、人権を大切にする心を育てる保育を一層推進するため、幼児園職員に対する研修を充実します。

3) 児童虐待の防止、早期発見、早期対応の推進

町では、平成17年度に「神戸町要保護児童・DV対策地域協議会」を設置し、要保護児童の早期発見、対策に取り組んでいます。

今後も要保護児童・DV対策地域協議会活動を通じて、学校、地域など関係団体との連携を密にし、児童虐待の実態把握に努めるとともに、ケース会議等を開催し、情報交流や具体的な支援方法の計画実践を行います。

4) 児童虐待等の被害者（児）への支援

子どもに虐待を加えた保護者及び子どもに対して、家族の再統合を目指すプログラムを実施することにより、子どもが健全に育つことのできる生活環境を確保します。

また、県や児童養護施設入所児童等の関連施設と連携して、温かい家庭生活が体験できる一般家庭での里親体験事業や「身元保証人確保対策事業」等により、施設等退所者が社会的に自立した生活を営むことができるよう支援に努めます。

5) たくましく生きる子どもをはぐくむ環境づくりの推進

豊かな心を持ち、たくましく生きる子どもをはぐくむには、家庭、地域社会、学校、行政等、子どもにかかわる様々な主体が互いに連携しながら、良好な社会環境づくりを進めていく必要があります。

そのため、あらゆる機会を通して、青少年が健全に育つことのできる社会環境づくりへ向けた啓発活動を積極的に展開するとともに、関係業界に対する働きかけを行うなど、青少年の健全育成に対する気運の醸成を図ります。

また、町が設置している「子ども相談ダイヤル」において、相談する担当職員の資質向上、関係機関との連携強化に努め、相談機能の更なる充実を図ります。

6) 学校等におけるいじめ、体罰など暴力行為防止に向けた対応の強化

すべての児童・生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、県や学校・地域住民・家庭、行政、その他の関係者が連携し、次の事に取り組みます。

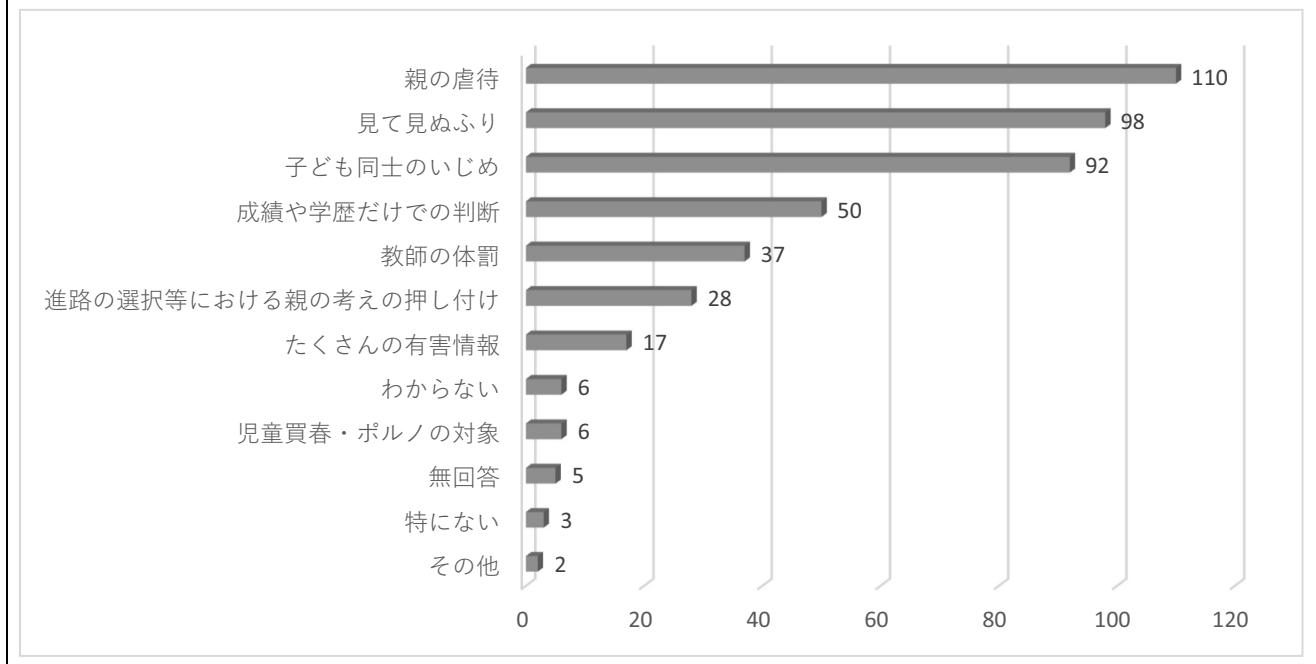
- ・複雑化・多様化するいじめ等に対応するため、いじめの防止等にかかわる様々な関係機関、家庭や地域社会との連携した体制の整備を図る。
- ・豊かな心や望ましい人間関係を築く力、人権感覚の向上を図るため、すべての教育活動を通じた道徳教育や体験活動、人権教育を推進することにより未然防止を図る。
- ・いじめの認知件数や対応状況等について点検を行い、いじめの早期発見等の取り組みの充実を図る。
- ・スクールカウンセラー等の配置、専門家の派遣等により早期発見、早期対応を図る。
- ・いじめアンケートや子どもの人権110番、SOSミニレター等により、いじめの早期発見と

適切な対応を図る。

- いじめや体罰により生命、身体または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときは、事実関係を明確にするための調査を行い、必要に応じて再調査を行い、同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じる。

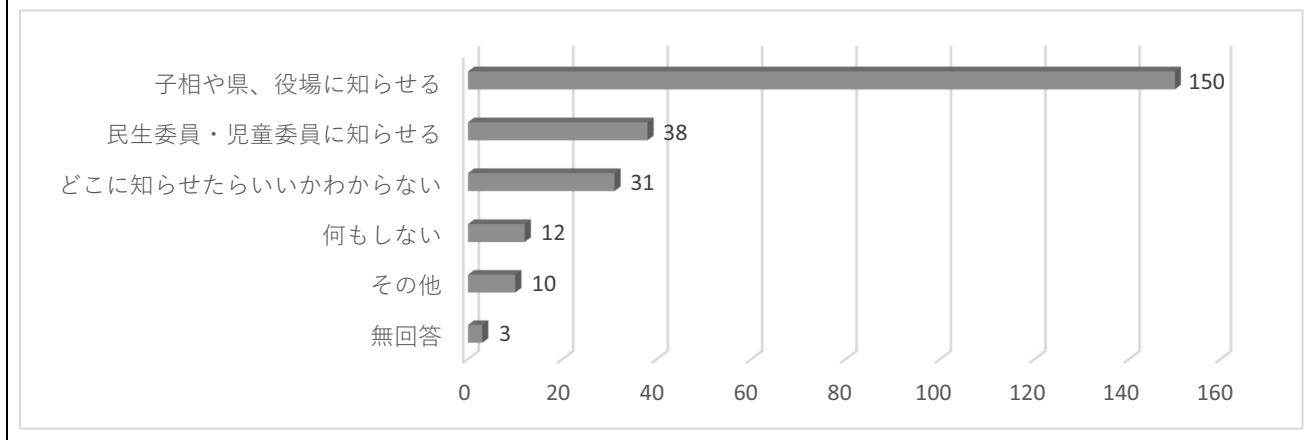
■子どもの人権に関して特に問題があること

問 子どもの人権問題について、特に問題があると思うのはどのようなことですか。次の中から2つまで選んで○をつけてください。



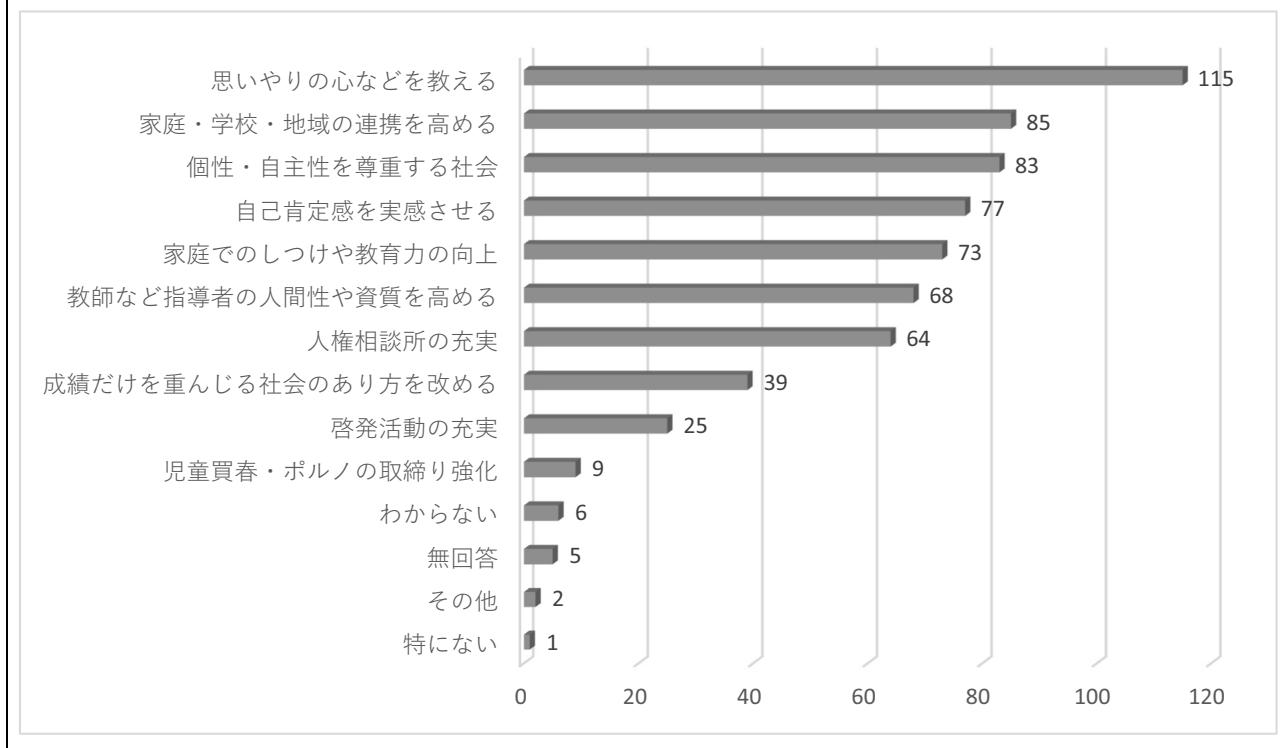
■児童虐待を発見したときの対応

問 あなたがもし、児童虐待を発見したらどうされますか。次の中から1つだけ選んで○をつけてください。



■子どもの人権を守るのに必要なこと

問 子どもの人権を守るのに必要なことはどのようなことだと思いますか。次の中から3つまで選んで○をつけてください。



3 高齢者

(1) 現状と課題

平均寿命の大幅な伸びや少子化を背景として、高齢化が進んでいます。また、人口規模の大きい団塊の世代（昭和22年～昭和24年生まれ）が高齢期を迎え、更に高齢化は進んでいきます。

町においても、高齢化率が令和2年2月1日現在では31%を超え、将来的には住民の3人に1人が高齢者になることが見込まれています。

こうした状況の下、高齢者が要介護となつても可能な限り住み慣れた地域で、その人の有する能力に応じ、その人らしい自立した日常生活を続けられるよう、医療、介護、福祉、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制「地域包括ケアシステム※」の構築に向けた取り組みを進めることが重要とされています。

一方、介護現場を支える介護人材の不足といった課題も継続しています。

高齢者の人権については、普及・啓発や相談活動の充実などを通してその擁護に努めてきましたが、近年、人間としての尊厳やプライバシーが無視された処遇、身体の拘束、財産管理や遺産相続に絡んだトラブルや特殊詐欺による被害が増加するなどの新たな課題が生じています。

このような現状をみても、高齢者のための各種施策の実施が急務となっています。

また、「人権に関する町民意識調査」においても、高齢者への人権問題への関心は高く、特に、「経済的自立が困難」「悪徳商法の被害が多い」「働く能力を発揮する機会が少ない」などの問題があるとしています。

(2) 施策の方向

地域で医療、看護、介護、福祉、健康づくり、介護予防、住まい、生活支援がお互いに連携し、一体的に提供される環境「地域包括ケアシステム」を基本理念とし、高齢者の人権を尊重する社会づくりを進めます。

また、画一的な高齢者像にとらわれることなく、一人ひとりの健康や暮らしを考え、施策の展開を図ります。

1) 高齢者の人権を尊重する啓発活動

高齢者的人権を尊重し、地域全体で互いに支え合うことができる社会を実現するために、高齢者的人権・福祉について理解を深め、高齢者が自らの生活の向上に努める意欲を高めるよう、啓発を行っていきます。

学校では、高齢者に対する感謝と尊敬の気持ちや思いやりの心をはぐくむとともに、様々な生きた知識や人間としての生き方などを学ぶことを大切にしていきます。

2) 高齢者虐待の防止、早期発見、早期対応の推進

高齢者を虐待から守り、尊厳を保持しながら安定した生活ができるよう支援する体制構築等の更なる推進や、虐待を防止するためには、早期に高齢者やその養護者の発するSOSを把握し対応

することが必要であることから、地域住民等の協力による継続的な見守り活動や関係機関との連携協力を図っていきます。

3) 高齢者の社会参加の促進

意欲と能力がある限り年齢に関わりなく働くことができるよう、65歳までの雇用機会の確保や多様な雇用・就業機会の確保に向けた普及・啓発など高齢者の就労促進に取り組みます。

また、高齢者が、これまでに培った経験や知識・技能などを生かしながら、地域社会の重要な構成員として、仕事やボランティア活動、生涯学習やスポーツなど、様々な分野で活躍できるよう、シルバー人材センターなどへの支援や、高齢者のボランティア活動・地域活動に向けた支援などにより、就業機会の拡充と生きがいの充実を図り、社会参加を促進します。

4) 福祉のまちづくりの推進

誰もが安心して暮らしやすい社会づくりを目指す「ユニバーサルデザイン※（万人向け設計）」の考え方を導入し、すべての人が住み慣れた地域で自らの意思で自由に行動し、安全かつ快適に生活できる「福祉のまちづくり」を推進します。

また、高齢者の交通安全対策、防犯対策、災害時の要援護者対策などを通じて安心して暮らせるまちづくりを推進するとともに、特殊詐欺等の被害にあわないための相談窓口の周知や啓発などを行っていきます。

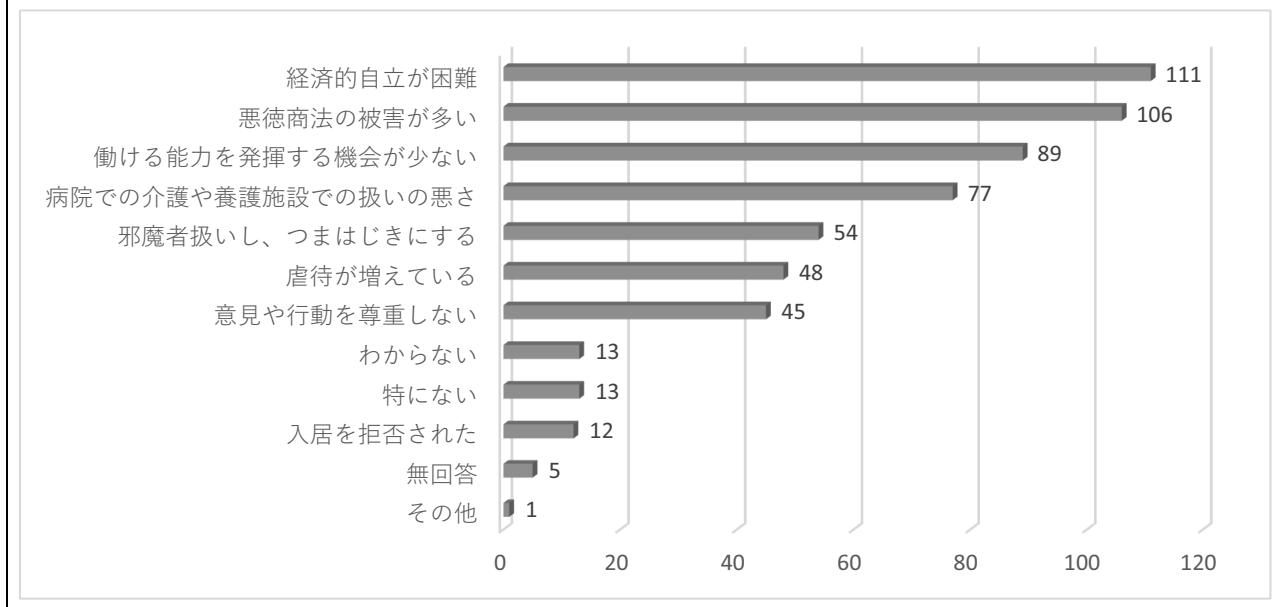
5) 成年後見制度※の適切な運用

成年後見制度は、高齢者などの権利擁護に大変重要な役割を果たすものとなっています。

一人暮らしの高齢者等で判断能力が低下している人に対し、成年後見制度や日常生活自立支援事業※などにより、福祉サービスの利用や契約が適切に行われるよう支援します。

■高齢者的人権に関して特に問題があること

問 高齢者的人権問題について、特に問題があると思うのはどのようなことですか。次の中から3つまで選んで○をつけてください。



4 障がい者

(1) 現状と課題

障がい者は個人の尊厳にふさわしいサービスを保障される権利を有する一方、社会の構成員としての役割を果たし、社会に貢献することも求められています。

障がいのある人が、住み慣れた地域社会の中で安心して快適な生活をするとともに、積極的に社会参加し、障がいがない人と同様の活動ができる社会を実現するためには、障がいのある人の自立を支援し、生涯の各段階において保健・医療・福祉サービス等の社会資源を一層充実させていく必要があります。

また、福祉的就労から一般就労への移行による障がい者の自立推進への期待がさらに高まっており、障がい者の雇用機会の確保及び職場定着への支援が一層求められています。重度の障がいのある人や高齢の障がい者など一般的な就労が困難なケースについても、障がいの状態や適性に応じて、福祉的就労や生活介護など日中活動の場を確保していくことが必要です。

障がいのある児童・生徒に対する教育については、一人ひとりのニーズを的確に把握し、児童・生徒の社会的自立に向けた教育の推進や、精神に障がいのある人に対しては、保健・医療・福祉等の連携した取り組みを一層推進する必要があります。

「人権に関する町民意識調査」においても、「生活の不便さなどの認識が欠けていること」「差別的な発言や行動」「道路の段差など外出に支障があること」を問題であるとする人が多く、さまざまな壁があり、誤解や偏見による差別が依然として残っていることが分かります。

(2) 施策の方向

障がいのある人もない人も共に暮らせる「人にやさしいまちづくり」の着実な進展をめざしています。

障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせるように、障害福祉サービスの質や量の充実を図り、心のバリアの解消や社会参加のための施策を推進します。

1) 障がい者の人権を尊重する啓発活動

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消の推進及び障がい者に対する理解の促進に努めます。

2) 障がい者虐待の防止、早期発見、早期対応の推進

引き続き、岐阜県障害者権利擁護センター※、岐阜労働局その他関係機関と連携して障がい者虐待の予防、早期発見、早期対応に努めています。

虐待の通報については、市町村が第一義的な対応窓口となっているため、県や県社会福祉士会、県弁護士会等と連携して、対応力の向上に努めています。

3) 障がい者の社会参加の促進

障がいのある人の社会参加を促進するため、障がいのある人のスポーツ活動や芸術文化活動等の振興に努めます。また、公共施設はもとより民間施設において身体障害者補助犬の同伴を拒否されることがないよう、事業者や町民の補助犬に対する正しい理解を普及・啓発します。

また、雇用に関する社会全体の理解と認識が高まるよう啓発を行い、関係機関・団体が連携して障がい者の雇用・就労を支援し、職業的自立が促進されるよう努めます。

4) 福祉のまちづくりの推進

障がいの有無にかかわらず、すべての人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、「ユニバーサルデザイン※（万人向け設計）」の考え方を導入し、すべての人が住み慣れた地域社会で自由に行動し、安全かつ快適に生活できる「福祉のまちづくり」を推進します。

また、地域で暮らすことを希望する障がい者の居住の場として、グループホームやケアホーム等が円滑に整備されるよう、地域住民に対し正しい理解を普及・啓発します。

5) 成年後見制度※の適切な運用

成年後見制度は、障がい者などの権利擁護に大変重要な役割を果たすものとなっています。

判断能力が不十分な障がい者に対しては、成年後見制度や日常生活自立支援事業※の利用により、福祉サービスの利用や契約が適切に行われるよう制度の案内に努めます。

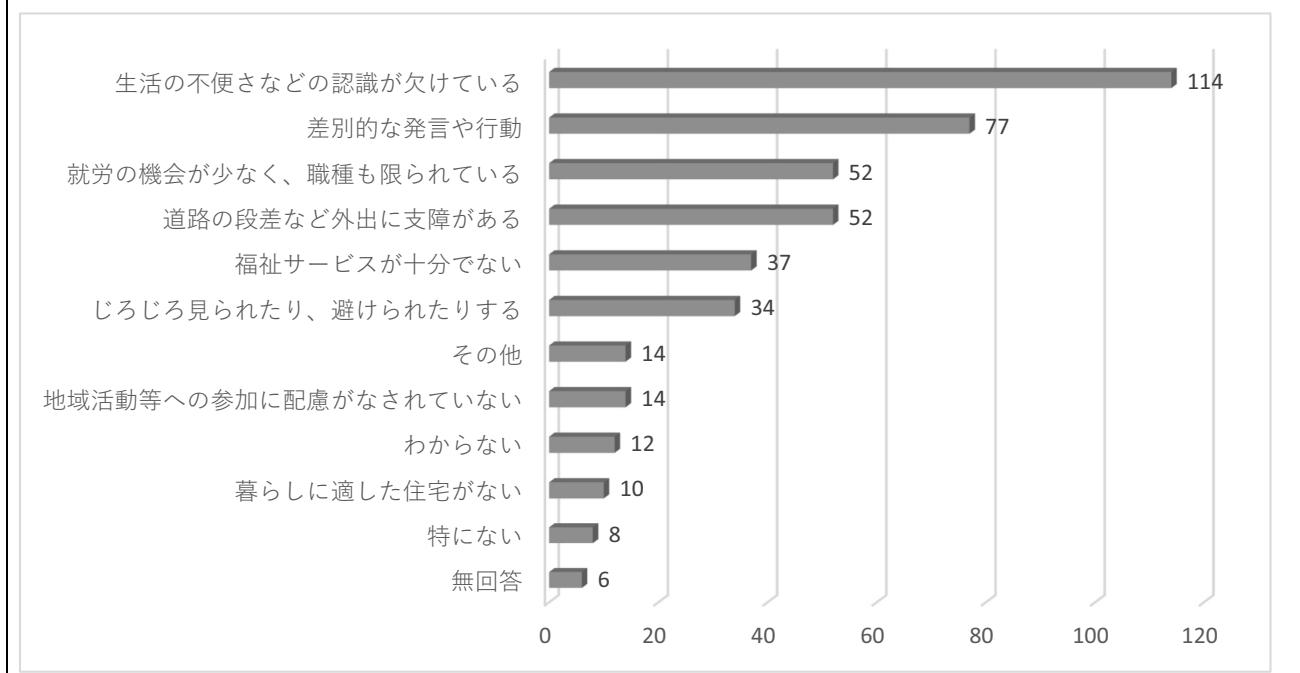
6) 特別支援教育の充実

インクルーシブ教育※システムの構築に向けて、一人ひとりの教育的ニーズに応じて、地域の多様な学びの場を柔軟に活用できる新たな「学びのスタイル」づくりに取り組みます。

また、幼稚園、小学校、中学校において福祉施設での体験学習やボランティア活動を通して、子どものうちから障がい者に対する正しい理解や意識の向上に努めます。

■障がい者的人権に関して特に問題があること

問 障がい者的人権問題について、特に問題があると思うのはどのようなことですか。次の中から2つまで選んで○をつけてください。



5 同和問題（部落差別）

（1）現状と課題

同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程で形成された身分的な差別により、生まれ育った地域によって不当に差別され、基本的人権が侵害されることがあるという、重大な人権問題です。

同和問題の早期解決に向け、昭和44年に「同和対策事業特別措置法」が制定され、その後、3年間生活環境の改善や啓発活動等の諸施策が国及び地方公共団体が一体となって実施されてきました。

こうした取り組みにより生活環境の改善、公共施設の整備など基盤整備は急速に進展し、差別解消に向けた取り組みとして、成果をあげることができました。平成14年3月には、同和対策事業を特別対策と位置付けていた法律が失効しましたが、その後も人権啓発活動年間強調事項の一つとして、同和問題に引き続き取り組んできました。

そして、平成28年には、「部落差別解消推進法」が制定され、相談体制の充実、教育及び啓発を国の責務として定め、地方公共団体は、地域の実情に応じて施策を講じるよう努めることと定められました。

しかし、一見、同和問題が解決されたかのように見えますが、「人権に関する町民意識調査」では、同和問題についてどう考えるかに、「できるだけ避けたい」や「そっとしておけばよい」と回答した人が約39%あり、同和問題を正しく理解し、人権問題として取り組もうとする意識は低いままです。

また、近年は、匿名性を悪用したインターネットなどによる差別助長的な情報の書き込み・流布や、企業における不適正な採用選考、個人情報の不正取得といった問題も起きています。

今後も、町民一人ひとりが同和問題に対して正しい理解と知識を深め、同和問題解決への主体的な取り組みを促進することが必要です。

（2）施策の方向

1) 教育・啓発の推進

同和問題を人権教育・人権啓発の一環と捉え、人権問題が「人間の問題」として、町民一人ひとりの心に「響き合い、重なり合う」ような人権教育・人権啓発を推進します。

同和問題に対する正しい理解と認識が、町民の心に行き届くよう、研修会や講演会の開催、各種広報などを通じて教育啓発に取り組みます。

学校においては「ひびきあいの日※」などの活動を通して行動力の育成を充実することで人権問題に対する実践的態度の育成を図り、人権感覚を高める教育を推進していきます。

また、教職員の人権尊重の理念についての認識が十分に深まるよう、具体的な事例を通じた研修の実施や、指導資料の作成に努めます。

2) えせ同和行為※の根絶

同和問題を口実として、高額な図書の購入など不当な要求を行う「えせ同和行為」は、同和問題解決を阻害する大きな要因になっています。

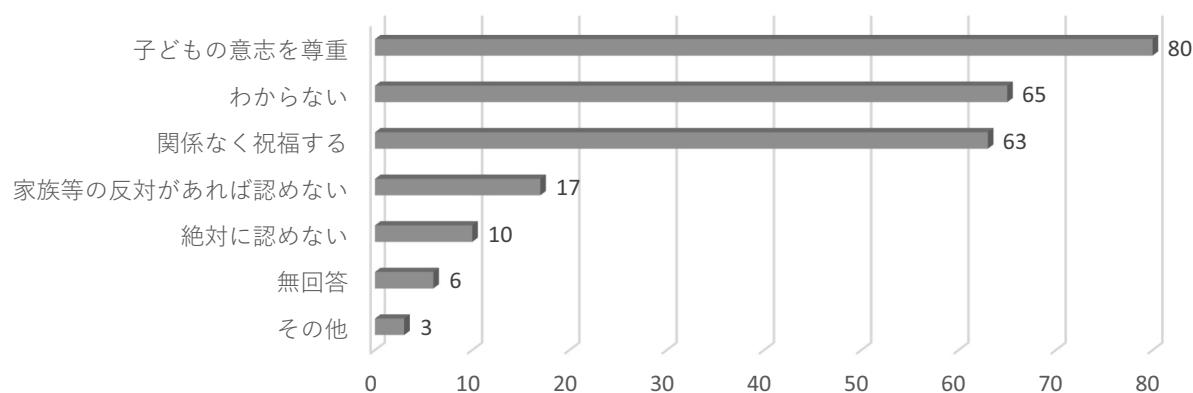
情報の提供や相談体制の強化により、正しい理解と認識を深め、被害を未然に防ぐことのできるよう関係機関との連携に努めます。

3) 公正な採用選考について

企業における人材の採用選考にあたっては、人権に配慮し、応募者の適性・能力のみによって採用・不採用を決める公正な採用選考システムの確立が望まれていることから、引き続き、差別や偏見のない公正な採用や選考、人事管理などについて啓発を推進します。

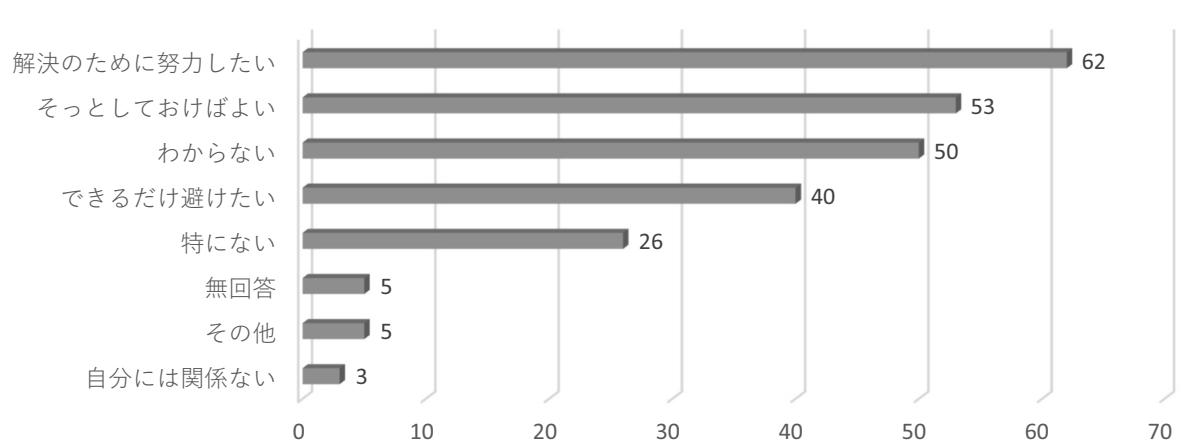
■自分の子どもが同和地区出身の人と結婚するすると知ったときの対応

問 あなたの子さんが（いらっしゃらない場合は、いると仮定してお考えください）、同和地区出身の人と結婚するとなったら、あなたはどうしますか。あなたの気持ちにいちばん近いものを次の中から1つだけ選んで○をつけてください。



■同和問題についての考え方

問 同和問題について、あなたはどう考えますか。あなたの考え方をいちばん近いものを次の中から1つだけ選んで○をつけてください。



6 外国人

(1) 現状と課題

国際化社会を背景として、日本国内の外国人の定住化が進んでいます。また、平成31年4月に施行された外国人労働者の受け入れを拡大した改正出入国管理法により、今後さらに定住外国人が増加することが予測されます。本町も例外ではなく、学校や職場だけでなく地域社会における日常生活のあらゆる場面において、外国人と接する機会が増えています。

こうした中で、言葉の違いによるコミュニケーション不足や文化・習慣の違いによる就労差別や地域住民との摩擦など様々な問題が生じています。

「人権に関する町民意識調査」の結果においても、「地域社会に受け入れられにくい」「理解や認識が十分でない」といったことが特に問題があると考えている人が多いことが分かります。

(2) 施策の方向

外国人を取り巻く環境の変化を踏まえ、異なる文化や習慣などを互いに尊重し合える社会を築き、国籍や文化の違いを超えてすべての人が快適な生活を送ることのできる地域社会（多文化共生社会）の実現を目指します。

また、平成28年6月に施行された「ヘイトスピーチ※解消法」に基づき、不当な差別的言動は許されないことを、人権教育と人権啓発などを通して町民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動や外国人排斥思想の解消を目指します。

1) 外国人の人権を尊重する啓発活動

国籍や民族、皮膚の色の違いなどにより、社会からの排除や犯罪が増えるなどの誤解や偏見がなくなるよう、国際交流や多文化共生に取り組む団体等と連携して人権尊重の啓発を行います。

2) 多文化共生の推進

多文化共生社会の実現に向け、次の3つの方向性で施策を展開します。

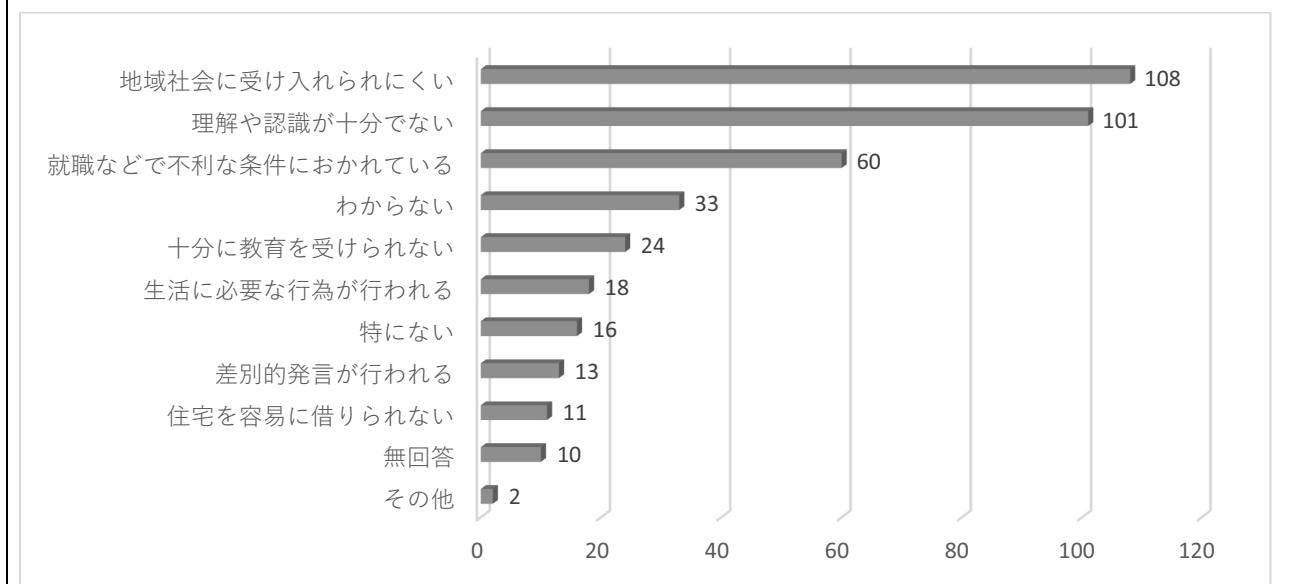
- ・誰もが活躍できる環境づくり
(子どもの教育環境の充実や地域社会で活躍できる環境づくりの推進)
- ・安全・安心に暮らせる環境づくり
(外国人防災対策の強化、医療体制の充実、情報提供の充実など)
- ・多文化共生の地域づくり
(意識醸成や、外国人居住者等の意見を踏まえた施策の展開)

3) ヘイトスピーチ※を許さない取り組みの推進

近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチが、街頭やインターネット上で行われるようになっています。これを放置すると、外国人への偏見や差別意識が増長するおそれがあるので、ヘイトスピーチが行われないよう取り組みます。

■外国人の人権に関して特に問題があること

問 外国人の人権問題について、特に問題があると思うのはどのようなことですか。以下の中から2つまで選んで○をつけてください。



7 感染症患者等

(1) 現状と課題

感染症患者等に関する理解は、進みつつありますが、依然として偏見や差別が解消されていない状況にあります。

HIV（ヒト免疫不全ウイルス）は、誰でも感染の可能性がある病気という認識を持つことが重要であり、感染しても早期発見及び早期治療によってエイズ※発症を遅らせることが可能であるとの認識を高めるための、正しい知識の普及が必要です。現在では、感染症患者等であっても長期間社会の一員として生活を営むことができるようになっています。しかし、正しい知識や理解不足のため就職拒否や職場解雇など、社会生活のあらゆる場面で人権問題となっています。

ハンセン病※に関しては、平成8年に「らい予防法」が廃止され、平成21年には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」の施行により、各種施策が実施されてきましたが、患者等が今なお、社会の差別や偏見に苦しめられています。元患者等の多くは、高齢化や治療法が確立されていなかった時に発病したことによる後遺症などにより、社会復帰が困難な状況になっています。

感染症の予防と医療の提供を車の両輪のごとく位置づけるとともに、患者、感染者の人権を尊重し、偏見や差別を解消していくことが大切であるという考えを常に念頭に置きつつ、関係者が協力していくことが必要です。

(2) 施策の方向

1) 感染症患者全般

感染症発生時又は疑い事例の発生時には、患者の解雇等の雇用問題や風評被害による経済的損失、個人情報に関する不適切な事例等が発生しないよう、患者や関係者等の人権に配慮された施策が行われるよう啓発に努めます。

また、感染症のまん延防止のために必要な措置を行う場合でも、個人の意思を尊重し、十分な説明と同意に基づくことを原則とするなど、適切な手続きが行われるように努めます。

2) HIV感染者※・エイズなど性感染症患者

学校教育においては、発達段階に応じた性感染症教育を通して正しい知識を身につけることにより偏見や差別をなくすとともに、HIV感染の予防の徹底を図ります。

HIV感染者・エイズ・その他の性感染症患者に対する偏見や差別を撤廃し、予防を徹底するため、成人式など機会をとらえて、リーフレット等を配布し、正しい知識の普及・啓発を行います。

また、母子保健事業や学校教育現場等と連携した幅広い機会を通じ、エイズなど性感染症の正しい知識の普及を図ります。

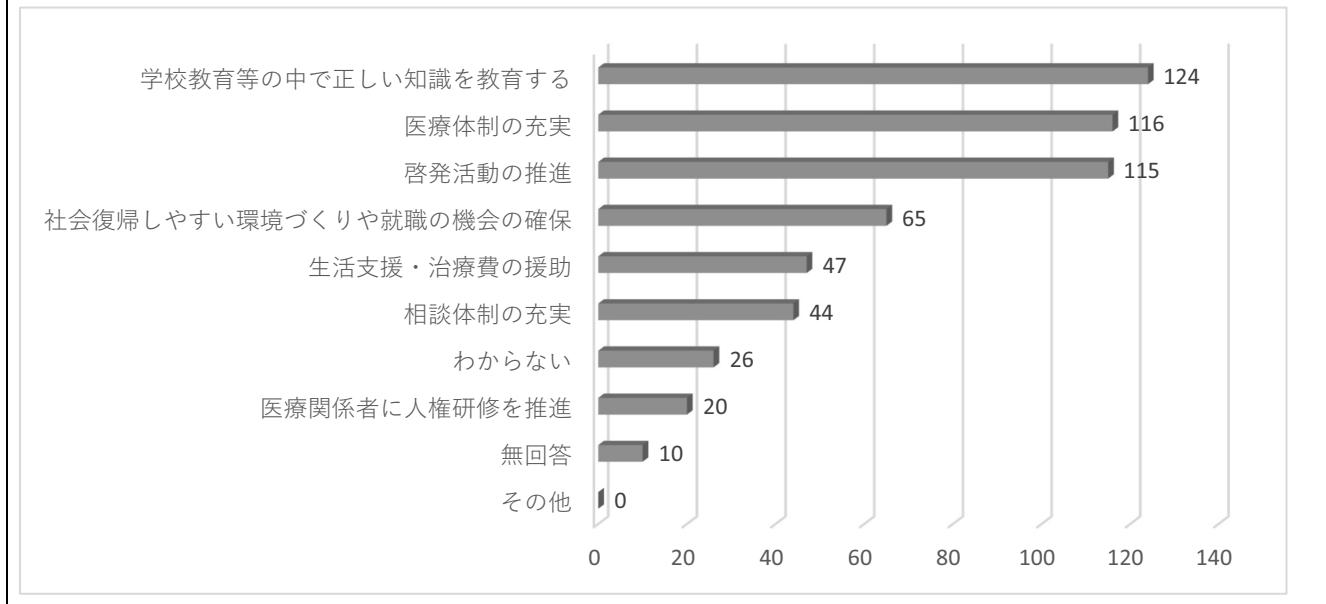
3) ハンセン病患者等

ハンセン病に関する正しい知識の普及に努め、患者等への偏見や差別をなくし、名誉の回復を図ります。

ハンセン病を正しく理解するための講演会や教育・啓発資料の配布等を行い、正しい知識の普及・啓発を行います。

■感染症患者等の人権を守るために必要なこと

問 感染症患者等の人権を守るためには、どのようにしたらよいとお考えですか。重要だと思うものを3つまで選んで○をつけてください。



8 刑を終えて出所した人

(1) 現状と課題

刑を終えた人、保護観察※中の人やその家族に対する偏見や差別には根強いものがあります。就職や居住に関する差別などや社会復帰の機会からの排除など、更生への妨げや人権が損なわれるおそれがあり、また、再犯防止を図る観点からもより社会に復帰しやすい地域社会の理解と協力が必要です。

そのため、罪を犯した人が社会において孤立することなく、再び社会の構成員の一員になることを支援する「再犯の防止等の推進に関する法律」(平成28年法律第104号)が、平成28年12月に施行されましたが、社会復帰の支援に当たっては、関係機関との連携が必要となっています。

(2) 施策の方向

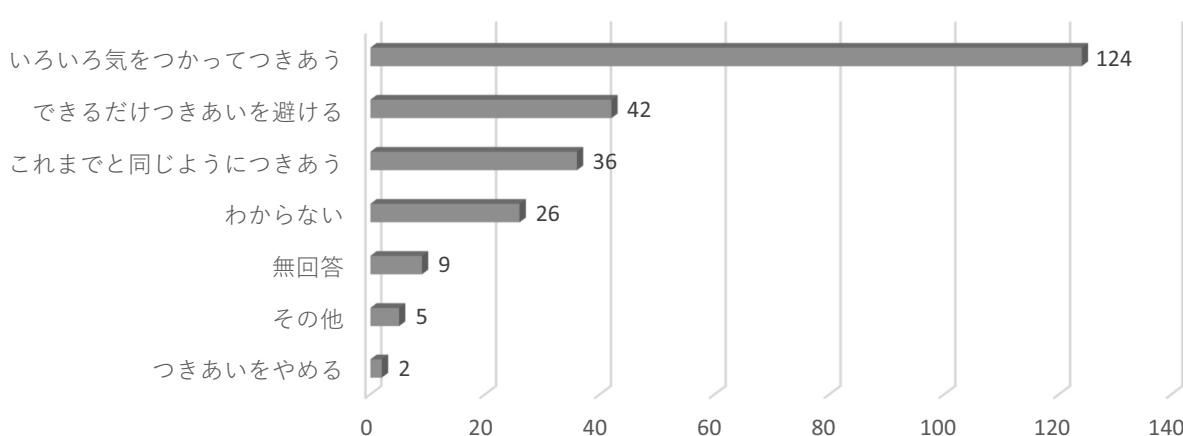
刑を終えた人、保護観察中の人たちが、真に更生し、地域社会の一員として円滑な社会生活を送るために、本人の強い意欲のみならず、地域社会の理解と協力による支援が重要となります。

偏見や差別を解消し、更生を実効のあるものとするため、保護司、更生保護女性会などの関係機関・団体との連携・協力を深め、「社会を明るくする運動※」等の啓発活動を推進します。

罪を犯した人が円滑に社会に復帰することができるよう、国、県及び民間団体その他の関係者と連携し、再犯の防止に向けた施策を推進します。

■日頃親しくしている人が刑を終えて出所した人だとわかった時の対応

問 日頃から親しく述べている職場の人や、近所の人が刑を終えて出所した人であるとわかったとき、あなたはどうしますか。あなたのお気持ちにいちばん近いものを1つだけ選んで○をつけてください。



9 犯罪被害者等

(1) 現状と課題

犯罪により被害に遭われた方やその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）は、生命を奪われ、家族を失い、傷害を負わされ、財産を奪われるといった、目に見える被害だけでなく、重大な精神被害を負っています。また、周囲の好奇の目、誤解に基づく誹謗・中傷、理解のない対応や過剰な報道等により、その名誉や平穏な生活などが害されるなど重大な人権侵害を受けています。

国は、こうした状況を踏まえ、犯罪被害者等のための施策として、犯罪被害者給付制度の拡充や損害賠償命令制度の創設、刑事手続きへの被害者参加制度の導入等、犯罪被害者等施策を着実に進めてきました。

しかしながら、犯罪被害者等の抱える問題がすべて解決したわけではないことから、引き続き犯罪被害者等の権利や利益の保護が一層図られる社会を目指し、平成28年に「第3次犯罪被害者等基本計画」が策定されました。この基本計画の重点課題は次のとおりです。

- ・損害回復・経済的支援等への取り組み
- ・精神的・身体的被害の回復・防止への取り組み
- ・刑事手続への関与・拡充への取り組み
- ・支援等のための体制整備への取り組み
- ・国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取り組み

このような状況を踏まえ、町では、平成30年12月に「神戸町犯罪被害者等支援条例」を制定し、犯罪被害者の方々の支援を図ることで、町民が安心して暮らせる地域社会を目指しています。

(2) 施策の方向

犯罪被害者等が直面している困難な状況を開拓し、犯罪被害者等が直面している権利や利益の保護を図っていくために、専門機関や関係機関等と連携・協力して次の4つの視点から取り組みを進めます。

- ・尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること
- ・個々の事情に応じて適切に行われること
- ・途切れることなく行われること
- ・町民の総意を形成しながら展開されること

1) 広報啓発活動

犯罪被害者等が、犯罪等により受けた被害から立ち直り、再び地域において平穏に過ごせるようになるため、地域のすべての人々の理解と配慮、そしてそれに基づく協力が促進されるような広報・啓発活動を推進します。

2) 相談体制の整備・充実

犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している問題について、ぎふ犯罪被害者支援センター※などの関係機関と連携して必要な情報の提供及び助言を行ったり、犯罪被害者等の援助に精通している人を紹介したりする等の相談に応じるなど、体制の向上・充実及び相談機関の周知を図ります。

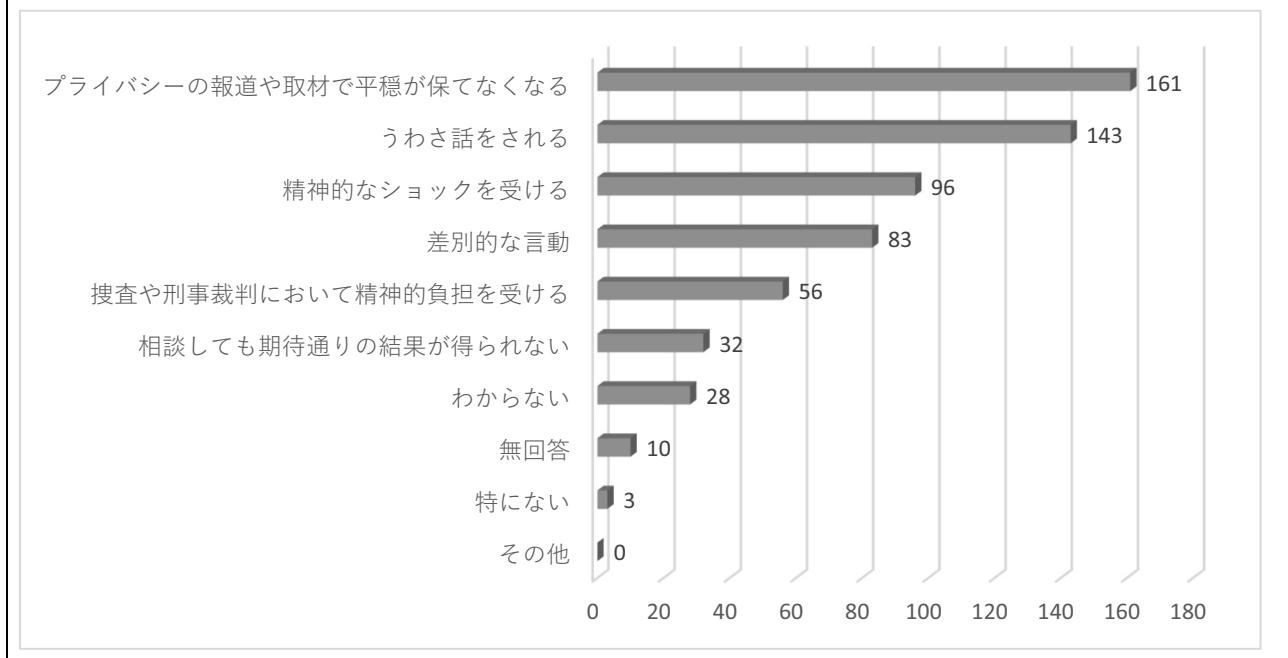
3) 精神的・経済的支援

犯罪被害者等が犯罪等により直接的に心身に受けた被害から回復できるように支援するのみならず、その負担を軽減し、二次的被害を受けることを防止するよう取り組みます。

また、犯罪被害者等が犯罪等により受けた損害を回復し、経済的負担を軽減することができるよう、給付金の支給、居住の安定等について、関係機関と連携・協力しながら支援を進めます。

■犯罪被害者とその家族の人権に関して特に問題があること

問 犯罪被害者とその家族の人権問題について、特に問題があると思うのはどのようなことですか。
以下の中から3つまで選んで○をつけてください。



10 インターネットによる人権侵害

(1) 現状と課題

高度情報化社会が急速に進展し、情報の収集・発信ができる便利なメディアとして、パソコン、携帯電話、スマートフォンやタブレット端末などによるインターネットの利用は、今や町民の間に定着している状況です。

また、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス※）や動画共有サイト等のソーシャルメディア※の利用者も急増しています。

しかし、発信者の匿名性や情報発信の簡易さなどから、個人に対して誹謗・中傷する表現や、差別を助長する表現等やプライバシーの侵害が増加し、社会的に大きな影響を及ぼしています。

また、近年「コミュニティサイト」による子どもの性的被害が増加していることに加え、過激な暴力シーンや児童ポルノのサイトなどが、子どもを巻き込む犯罪などを引き起こす原因になっていると考えられます。

さらに、インターネットを利用したセクハラやパワハラ※等のハラスメント※、外国人、障がい者や同和問題に関する差別的な書き込み等、大きな問題になっています。

平成14年5月に施行された「プロバイダ※責任制限法※」において、インターネット上などの情報の流通において権利の侵害が行われた場合、被害者がプロバイダやサーバの管理者などに対して、発信者の情報の開示を請求する権利を与えることが規定されました。

その後、「プロバイダ責任制限法」に基づく各種のガイドラインが公表されるとともに、平成21年8月には総務省に「違法・有害情報相談センター※」が設置され、法律や各種ガイドライン等の相談を受け付けています。今後も、関係省庁や通信事業者等と連携し、この法的措置の適切な対応が求められます。

町民に対しては、一人ひとりがインターネットの利点と問題点を正しく理解し、人権を侵害する情報をインターネットに掲載しないように啓発していくことが必要です。

「人権に関する町民意識調査」においても、「人権を侵害する情報を掲載すること」「個人情報の流出」「加害少年の実名や顔写真を載せること」といったことが問題であると多くの人が考えていることが分かります。

一方、企業等による個人情報の流出も続いている。顧客や従業員の個人情報が流出すると、個人の名誉や信用、プライバシーを侵害するおそれがあります。

また、企業のウェブページ、ソーシャルメディア、社内ネットワークの利用時に、他者のプライバシーの侵害、名誉や信用の損傷、差別や偏見の助長をしない配慮が必要です。

(2) 施策の方向

個人のプライバシーや名誉について、また、インターネットによる人権侵害を防止するため、インターネットの利点と問題点を正しく理解できるよう、情報の収集や発信における個人の責任やモラルについて関係機関と連携しながら啓発に努めます。

1) インターネットによる人権侵害を防止するための啓発の推進

町民一人ひとりが、個人のプライバシーや名誉について正しく理解し、人権意識を持ってインターネットを利用するよう各種研修会の開催や相談窓口の周知など啓発活動に取り組みます。

2) インターネットに書き込まれた人権侵害への対応

インターネット上には、差別的表現等の流布に加え、子どもを性的対象とした児童ポルノや出会い系サイト、コミュニティサイトなど性犯罪などにつながる情報が掲載されています。

このため、岐阜地方法務局や県教育委員会などの関係機関と連携し、こういった情報の発信者や情報を掲載しているサイトの管理人であるプロバイダ等に削除要請することができることを啓発するなど、適切な対応に取り組みます。

3) 安全・安心なインターネット利用の促進

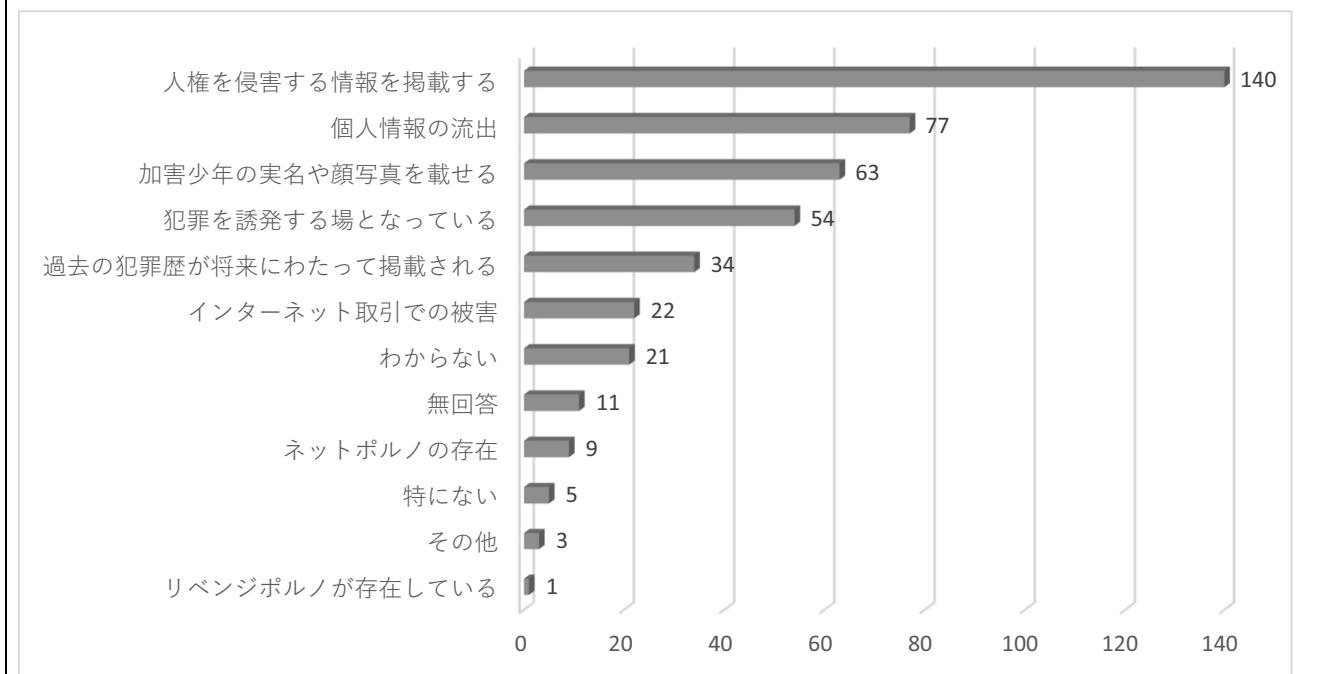
個人、行政、企業等を問わずインターネットの利用にあたっては、他の人の人権への配慮に心がけること、情報セキュリティ対策をとること、ルールやマナーを守ること、個人情報を保護すること等について啓発していきます。

特に児童・生徒をはじめとする青少年及びその家族に対しては、平成29年2月に策定した「ごうど安心安全ネットルール」を活用し、情報モラルの教育やインターネット、携帯電話、スマートフォンに関する望ましい使い方が理解できるよう、教育委員会、警察、通信事業者等と連携しながら取り組みます。

また、青少年のインターネットのトラブルに対応するために、青少年向けの相談窓口の設置やインターネット利用に関する啓発を実施します。

■インターネットによる人権侵害について特に問題があると思うこと

問 インターネットによる人権侵害について、特に問題があると思うのはどのようなことですか。以下のなかから2つまで選んで○をつけてください。



1.1 性的指向、性自認を理由とする偏見・差別を受ける人

(1) 現状と課題

同性愛等の性的指向※の人やからだの性とこころの性が一致しない人（以後「性的少数者」という。）は、偏見・差別や性の区分を前提にした社会生活上の制約を受けるなど、様々な問題に苦しんでいます。

性的指向を理由とする偏見・差別を受ける人については、法制度上の様々な制約や地域社会での差別待遇があるなど、社会生活の様々な面で、人権に関する問題が発生しています。

からだの性と心の性が一致しない性自認※の異なる人であっては、一定の条件を満たす場合には、平成16年に施行された「性同一性障害者※の性別の取扱の特例に関する法律」により家庭裁判所で戸籍上の性別を変更することが可能となっています。

しかしながら、医学的な理由など様々な理由で手術が受けられない人や、手術を求めない人も存在し、戸籍上の性別の変更の有無にかかわらない対応が求められています。

「人権に関する町民意識調査」の結果によると、「世間から誤解又は偏見の目で見られること」や「嫌がらせを受けたり蔑称で呼ばれるなど冷やかしの対象となること」などに問題があるとされています。

このため性的少数者に対する理解を深めるための教育・啓発により偏見や差別をなくし、社会生活上の不利益を解消していくことが必要です。

(2) 施策の方向

世の中には、心の中にある偏見や差別が、性的少数者を苦しめていることから、性的少数者について理解を深め、これらの人々の人権が尊重される社会の実現に向けた教育・啓発活動に努めます。

1) 正しい知識の普及および多様性の理解に向けた啓発

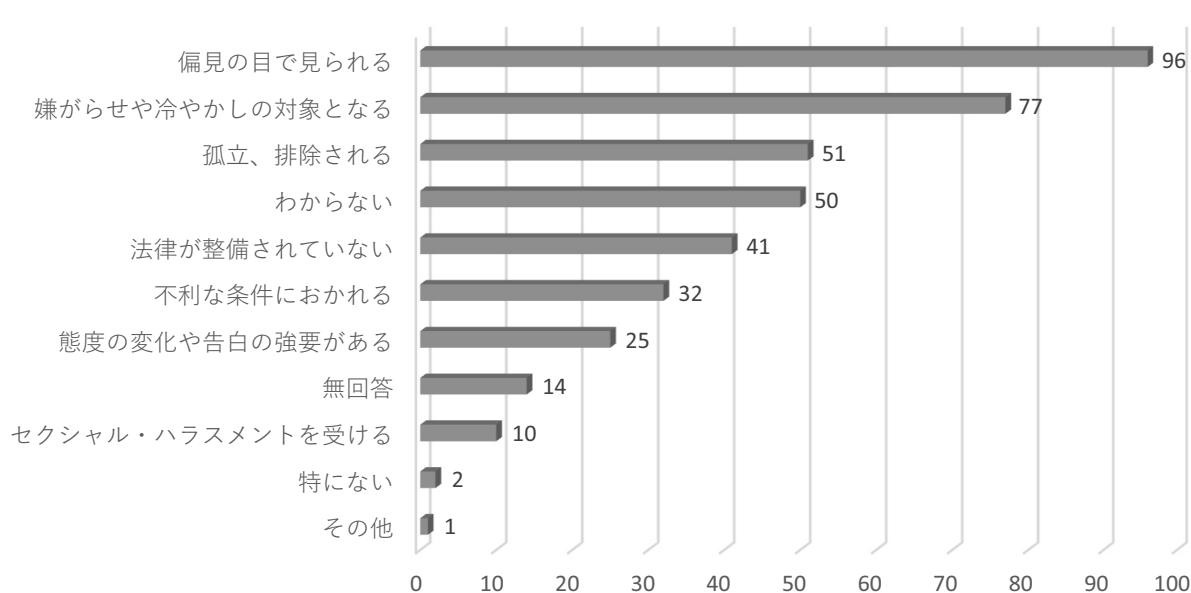
性的少数者であることを表明されている当事者の方や民間団体等と連携し、各種講演会や研修会等の開催、啓発資料の配布を行い、広く啓発を行うとともに、教職員に対しても正しく理解し、適切に対応できるような研修を行います。

2) 偏見・差別の解消を目指した広報・啓発

性的少数者に対する差別や偏見の具体的な事例、必要となる具体的な配慮の実例等を調査し、これらを広報することで、偏見・差別の解消に向けた啓発を行います。

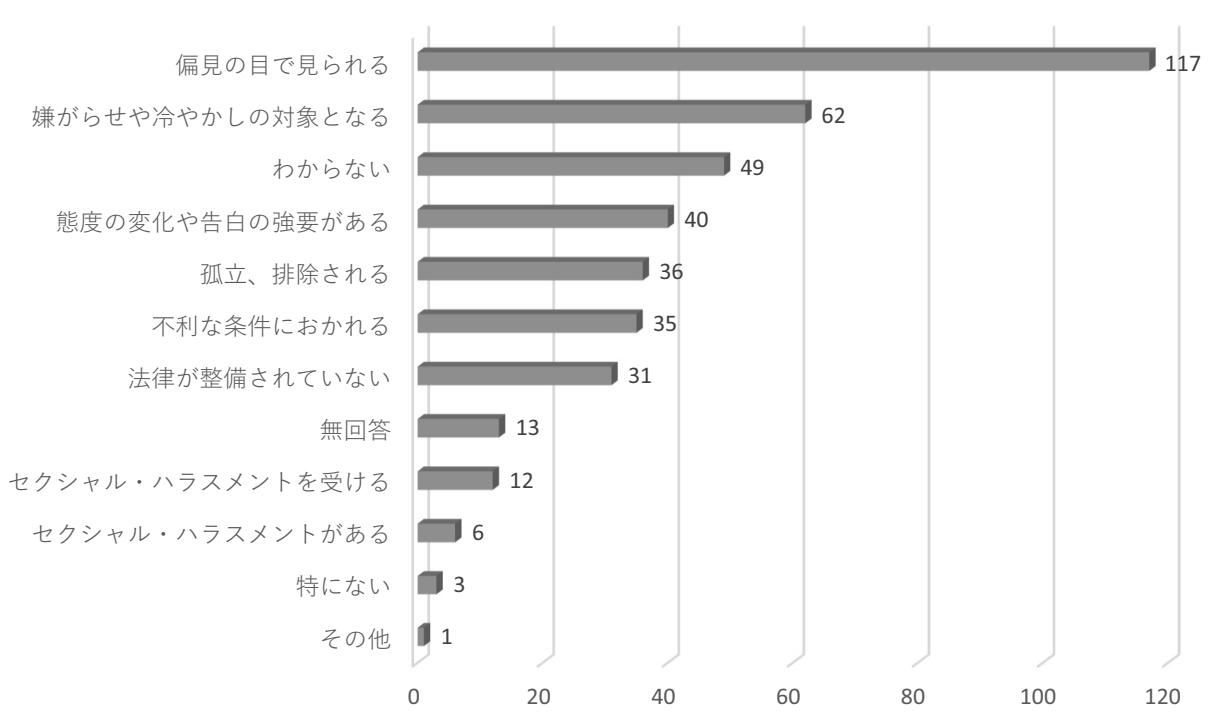
■性的指向の異なる人の人権問題で、特に問題があると思うこと

問 性的指向の異なる人の人権について、特に問題があると思うのはどのようなことですか。以下の
中から2つまで選んで○をつけてください。



■性同一性障害等の性自認の異なる人の人権問題で、特に問題があると思うこと

問 性同一性障がい等の性自認の異なる人の人権について、特に問題があると思うのはどのようなこ
とですか。以下のうちから2つまで選んで○をつけてください。



12 災害に伴う人権問題

(1) 現状と課題

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方を中心とした東日本に甚大な被害をもたらし、福島第一原子力発電所の事故により避難された人々に対しては、風評に基づく心ない嫌がらせ等も発生しました。

また、平成28年4月14日に発生した熊本地震では、避難所におけるプライバシー確保のほか、障がい者、女性、高齢者、外国人等の要支援者への配慮が必要なことが改めて認識されました。

「人権に関する町民意識調査」の結果によると、多くの町民が「避難生活でプライバシーが守られないこと」(63.9%)、「必要な情報が行き届かないこと」(48.8%)及び「要支援者（障がい者、高齢者、乳幼児、妊産婦等）に対して配慮が不十分」(47.5%)の問題が起きるととらえています。

災害時に、被災者特に要支援者の人権をいかに確保していくか、平常時から考えておくことが重要になります。

(2) 施策の方向

1) 災害における要支援者の視点を踏まえた災害被災者の人権を尊重する啓発活動

東日本大震災や熊本地震の教訓を基に、避難所生活等における高齢者、障がい者、妊産婦、子ども、外国人等への配慮を踏まえた対応及び避難所運営への女性の積極的な参画等など、災害時における人権確保の取り組みを進めるために「避難所運営マニュアル」の改定を行っていきます。

なお、災害時に特に配慮を要する者のうち、災害発生時の避難に特に支援を要する者（避難行動要支援者）をあらかじめ確認しておく「避難行動要支援者避難支援プラン」を作成し、近隣住民が支援し速やかに避難できるよう体制づくりを行っています。

避難行動要支援者として把握していない者であっても、家族が勤務で不在などの際には、地域で支援を行っていくよう働きかけます。

2) 東日本大震災被災者に対するいじめの未然防止・早期発見

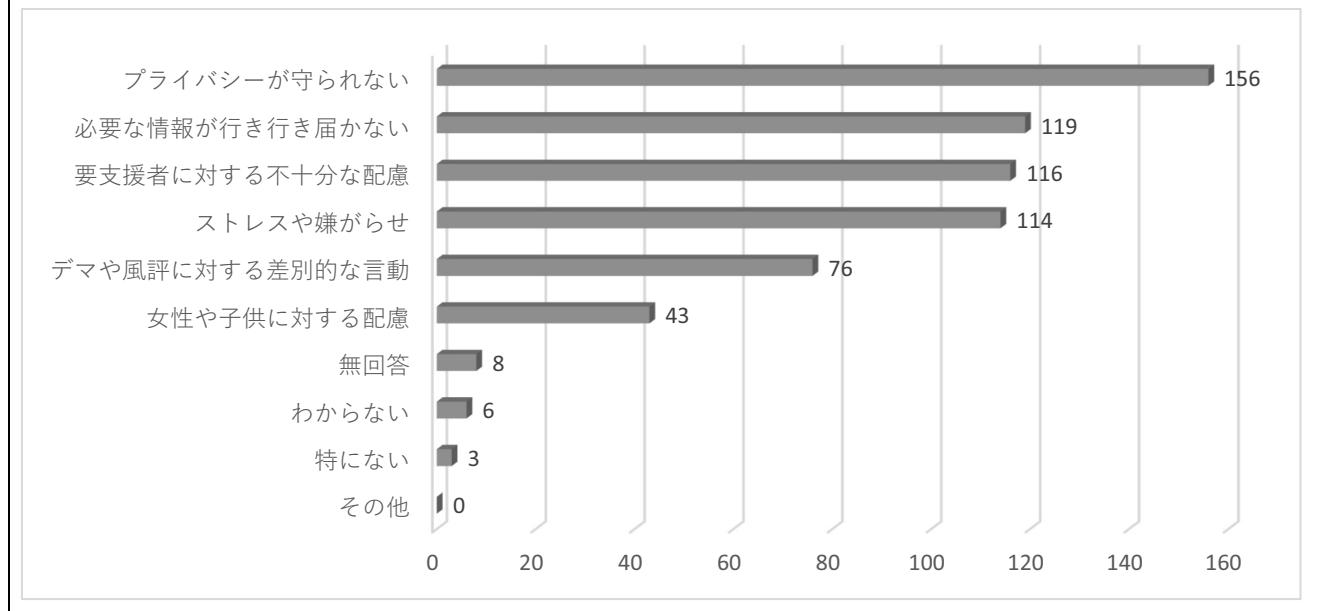
当該児童・生徒がいじめを受けていないか、悩みや不安を抱えていないか等について早期に把握するよう努めます。

いじめの事実があると思われるときは、速やかに学校におけるいじめ防止等の対策のための「いじめ対策委員会」立ち上げて情報を共有し、いじめの事実の有無の確認や被害者への支援等の対応を図っていきます。

被災児童・生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童・生徒に対する心のケアを適切に行うとともに、いじめ等の問題を許さず、学校生活への適応が図られるよう、日常的に、周囲の児童・生徒に対する必要な指導を行っていきます。

■災害時の人権問題で、特に問題があると思うこと

問 東日本大震災、熊本地震などの大規模な災害が起きた場合、どのような人権問題が起きると思いますか。以下のなかから3つまで選んで○をつけてください。



13 その他の人権問題

これまでにあげた分野別の人権問題のほかにも、(1)労働者的人権問題、(2)アイヌの人々、(3)ホームレス、(4)北朝鮮当局によって拉致された被害者、(5)人身取引などの人権問題が存在します。

高度情報化社会の中で業務上知り得た個人情報を不正に提供し、報酬を得るといった事案にみられるような個人情報の保護の問題、そして、今後、新たに生じる多様な人権問題についても、それぞれの問題に対応し、啓発等の取り組みを行っていきます。

(1) 労働者的人権問題

労働者的人権問題として、平成11年4月に施行された改正男女雇用機会均等法で、セクハラに係る規定が創設され、平成19年4月に施行された同改正法では、セクハラ防止のために、事業主には職場における必要な「措置を講ずる義務」があると定めました。

平成26年7月に施行された同改正法では、男女を問わずセクハラの対象となることが明示され、平成28年3月の改正では、妊娠・出産等に関するハラスメント※防止措置義務が新設され、マタハラ※に関する規定が設けられました。

また、平成24年1月には、「パワハラ※とは、同じ職場で働く人に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えること、職場環境を悪化させる行為」と定義されました。

厚生労働省が平成28年に実施した「個別労働紛争解決制度施行状況」によると、「いじめ・嫌がらせ」に関する相談が70,917件と過去最高となりました。

こうしたハラスメントに関する問題のほかにも長時間労働の長期化による過労死、仕事と生活の調和が保てないことなど、事業主、労働者がそれぞれの立場から、一人ひとりの人権を尊重する職場環境をつくっていくことが大切です。

ハラスメントや労働問題に対しては、組織で取り組むことが大切であり、企業等に対し、職場での相談窓口の設置や研修を行うなど、職場での取り組みを促していくための各種研修会や人権啓発等を通して、労働者的人権に配慮した職場づくりの啓発を進めています。

(2) アイヌの人々

アイヌの人々は、北海道を中心に先住していた民族で、固有の言語や伝統的な生活習慣など独自の文化を育んできました。

平成9年には、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が施行されました。これは、アイヌ文化の伝統及び文化について正しい知識を普及・啓発し、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会づくりを目指すものです。

アイヌの人々への差別や偏見を失くし、アイヌの人々がおかれてきた歴史的な経緯や差別の実態、人々の伝統や生活習慣などに理解を示す啓発活動を推進してきます。

(3) ホームレス

平成14年「ホームレスの自立支援等に関する特別措置法」が10年間の時限立法として施行され、平成24年6月に法の有効期限を5年間延長する改正がなされました。

この法は、ホームレスの自立の支援、ホームレスになることを防止するための生活上の支援などに關し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、必要な施策を講ずることでホームレスの人権等に関する問題の解決に資すること目的としています。

国においては、平成15年7月に「ホームレスの自立支援等に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を策定し、平成20年7月にこの基本方針の見直しを行いました。

こうした中で、町は関係機関等と連携しながら生活相談等を行ったり、ホームレスに対する偏見や差別意識を解消するための啓発を推進していきます。

(4) 北朝鮮当局によって拉致された被害者

平成14年9月に北朝鮮側は、永年否定していた日本人の拉致を認め、同年10月に5人について24年ぶりの帰国が実現しました。そして、平成16年5月には、拉致被害者の家族の帰国も実現しました。しかし、他の被害者については、未だ北朝鮮からの納得のいく情報は提供されておらず安否不明のままであります。

平成18年6月、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が制定し、国や地方公共団体の責務としてこの問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとした。

拉致問題を解決するためには、国内外の関心を喚起することも重要です。この問題に対しての理解を深め、多くの人々に関心を持ってもらえるよう啓発・広報活動に努める必要があります。

(5) 人身取引

性的搾取、強制労働等を目的とした暴力や脅迫、誘拐などの手段を用いて人を獲得し、輸送し、引き渡したりするなどの行為を人身取引（トラフィッキング）といいます。

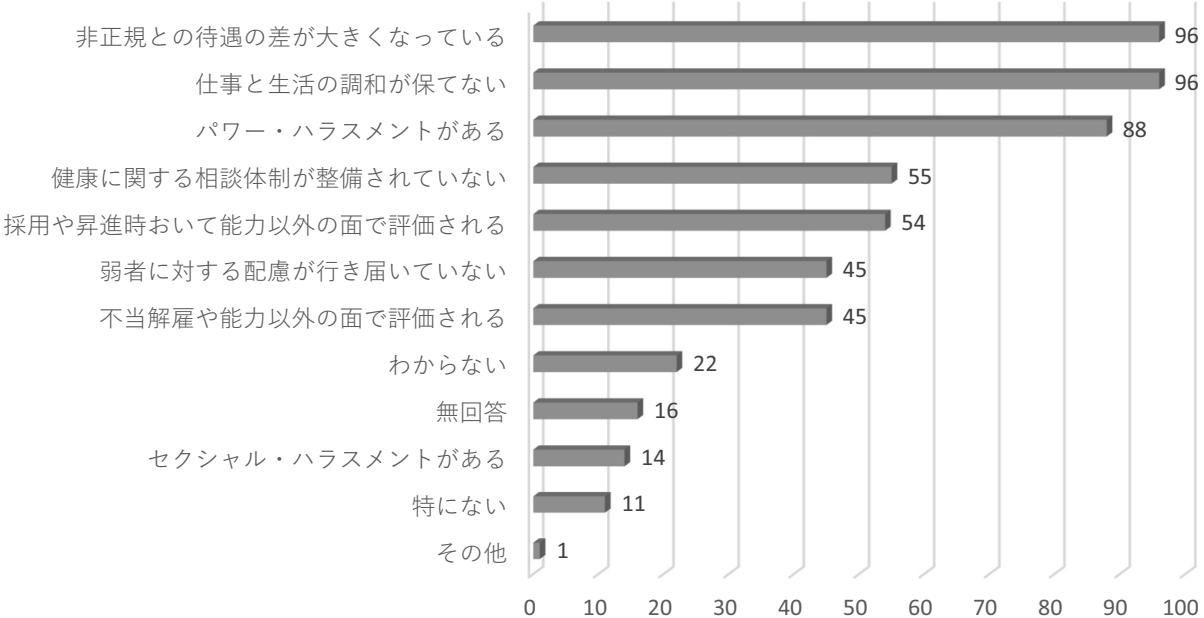
人身取引は、重大な人権問題であり人道的觀点からも迅速での確な対応を求められています。人身取引は被害者に深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらし、その損害の回復が非常に困難となっています。

国は、平成16年、内閣に「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」を設置し、人身取引の撲滅、防止、被害者の保護等を目的とする「人身取引対策行動計画」を取りまとめました。平成17年には人身取引やその他の人身の自由を侵害する犯罪に対処するため刑法等の一部が改正されました。

町では、人身取引がなくなるよう啓発活動を推進していきます。

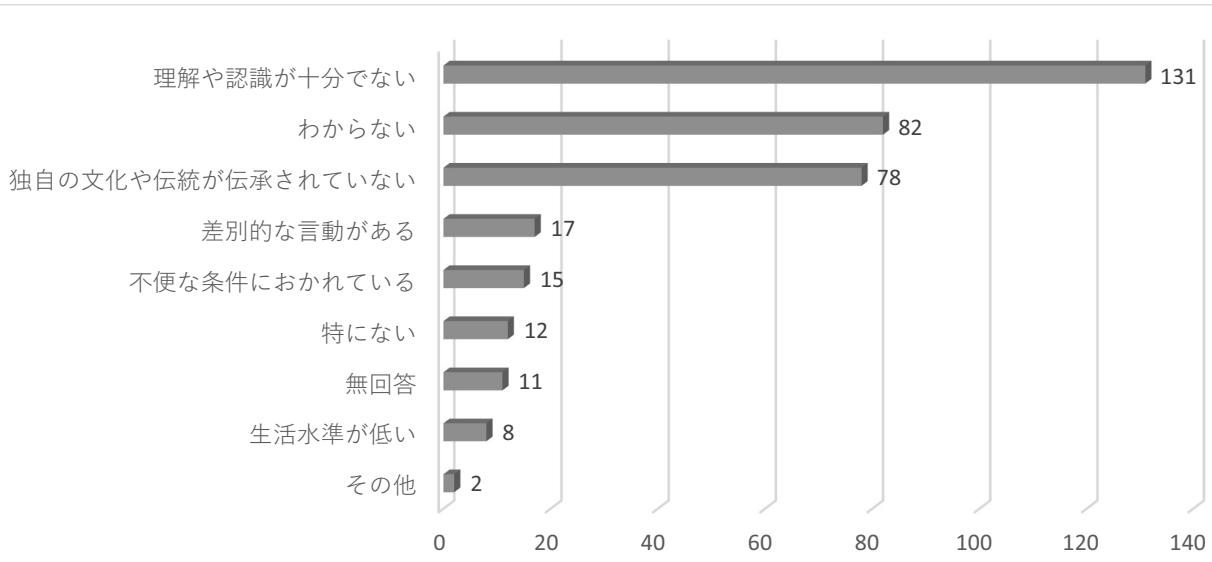
■職場での人権問題で、特に問題があると思うこと

問 職場での人権について、特に問題があると思うのはどのようなことですか。以下の中から3つまで選んで○をつけてください。



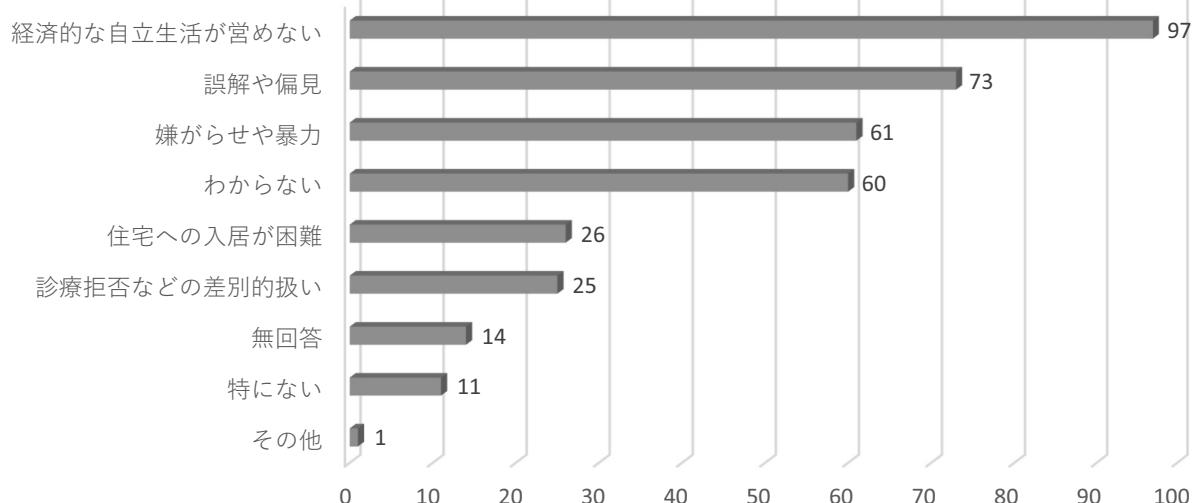
■アイヌの人々の人権侵害について、特に問題があると思うこと

問 アイヌの人々の人権問題について、特に問題があると思うのはどのようなことですか。以下の中から2つまで選んで○をつけてください。



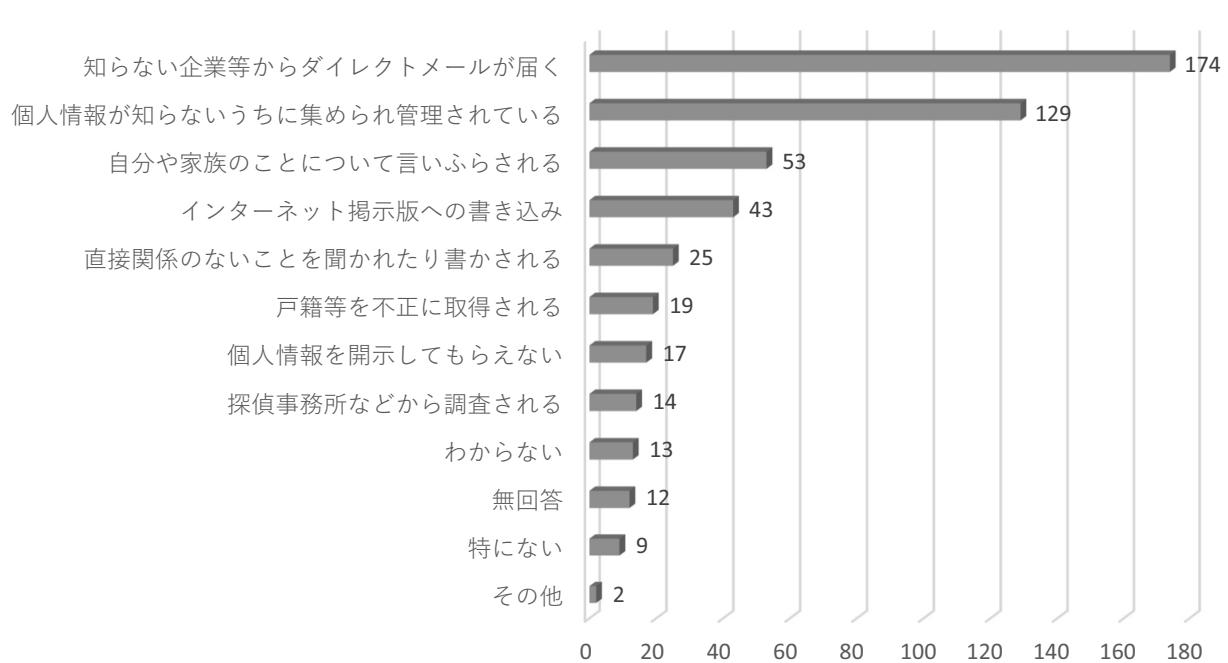
■ホームレスの人権問題について、特に問題があると思うこと

問 ホームレスの人権問題について、特に問題があると思うのはどのようなことですか。以下の中から2つまで選んで○をつけてください。



■個人情報の問題で、特に問題があると思うこと

問 個人のプライバシーに関して、どのような場合にプライバシーが守られていないと感じますか。以下の中から3つまで選んで○をつけてください。



第4章 総合的な施策の推進

人権課題を解決に結びつけるためには、積極的な人権教育や啓発活動を行うことが重要です。そのために各分野の施策の連携を図ることはもちろんのこと、町民との協働をはじめ、人権擁護委員や民生委員児童委員、保護司、学識経験者、人権関係の各種団体等との連携・協力による取り組みをすることに努めます。また、国や県との連携・協力体制を確保し、人権に関わる施策を総合的に推進していきます。

(1) 町民との協働

施策の推進にあたっては、個別の課題を理解し、そのすべてが「人間の問題」として呼応し合い、「響き合い、重なり合う」関係が重要であることから、より総合的な人権教育・人権啓発の推進が不可欠であり、町民一人ひとりの人権尊重の意識の高まりが重要です。

町では、各種講座・イベント・研修会などの参加者の意見を分析し、わかりやすく、親しみやすい啓発手法を創意工夫し、人権教育・人権啓発の推進を行います。

人権教育や啓発の総合的かつ効果的な推進を図るため、国や県、専門家や関係団体との連携・協力に加え、企業、地域における公民館活動、学校などの理解と協力による一体となった推進、更には人権擁護委員、民生委員児童委員、保護司、社会施設職員、医療関係者、教職員に加えて、N P Oやボランティア団体とのネットワークの充実に努めます。

(2) 専門家・各種団体等との連携

人権擁護委員や民生委員児童委員などから人権施策の推進方策や町の取り組むべき人権課題等に関する意見を聴き、人権教育・人権啓発の総合的かつ効果的な施策推進の検討を進める活動の充実・強化を図るなど協力体制を強化し、幅広い取り組みを進めます。

また、女性、子ども、高齢者、障がい者等の様々な人権課題ごとに関係する機関において策定されている計画等に基づき取り組みが実施されていますが、これらをより総合的かつ効果的に推進するため、一層緊密な連携を図り、施策を進めます。また、企業における主体的な取り組みを積極的に支援します。

(3) 庁内の連携

人権を尊重するまちづくりを推進するためには、町職員が人権問題に深い認識と豊かな人権感覚を持つことが重要です。

人権問題に対して正しい理解と実践力を持つために、積極的に人権問題を学び地域において先導的な役割を果たせるよう、職員の資質の向上を図ります。そのために、毎年全ての職員に対して人権に関する研修会を開催します。

また、町における人権施策を推進するため、庁内関係課長等で構成する「神戸町人権施策推進連絡協議会」、係長等で構成する「神戸町人権施策推進連絡協議会幹事会」において、各部署の連携・協力を図り個別の人権課題への迅速な対応を図ります。

(4) 広報等の活用

より多くの町民に人権尊重の理念の重要性を伝えるためには、広報誌等の活用が不可欠です。広報誌での積極的な情報提供はもとより、12月の人権週間においては防災無線を活用し、周知を図るなど、町民一人ひとりの人権意識を高められるような啓発活動を推進します。また、各種講演会などを開催し、啓発用パンフレットやリーフレットを配布するなど効果的な啓発活動を行います。

(5) 進行管理及び見直し

この指針は、神戸町人権施策推進連絡協議会において定期的に点検し、取り組みの状況や問題点の把握、評価等を行い、課題の整理や対策の検討を行い、内容の充実を図り、進行管理を行います。

また、今後は、5年間の推進期間において、期間内の具体的な施策に対する検証を行うとともに、町民の意見や意識のデータ収集や社会情勢の変化等による新しい視点での人権課題への対応を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

〔用語解説〕



【ア行】

違法・有害情報相談センター（p34）

インターネット上の違法・有害情報に関するトラブルの解決に向けた適切な対応を行うために、2009年（平成21年）8月に総務省が設置した相談窓口です。

電気通信事業者、サイト管理者、学校関係者、監視事業者、各消費者相談窓口の相談員等からの相談を受け付け、対応に関するアドバイスや関連の情報提供等を行なっています。

相談内容は、インターネット環境における違法・有害情報および安心・安全に関わる相談や疑問などで、具体的には、著作権侵害、誹謗中傷、名誉毀損、人権問題、自殺などに関する書き込みへの対応や削除方法、その他トラブルに関する対応方法などが挙げられます。

インクルーシブ教育システム（p23）

学校教育の現場、特に初等教育や中等教育段階において、障がいのある子どもが大半の時間を障がいのない子どもと共に通常の学級で包括的な教育を受けることをいいます。

インターンシップ（p13）

学生が企業等において実習・研修的な就業体験をする制度のことをいいます。

エイズ（AIDS）（p29）

ヒト免疫不全ウイルス（HIV）（Human Immunodeficiency Virus: ヒト免疫不全ウイルス）の感染により、生きていくために必要な身体の抵抗力（免疫）が壊されて免疫機能が働かなくなる病気です。正確には「後天性免疫不全症候群」（Acquired immune deficiency syndrome）といいます。

HIV感染者（p29）

エイズ（後天性免疫不全症候群）の原因となるHIVに感染したが、エイズ特有の症状が出ていない人のことを言います。HIVに感染しても、すぐにエイズを発症するわけではありません。感染から発症まで6か月から10年以上の潜伏期間があるといわれています。

また、HIVは感染力の弱いウイルスで、日常生活では感染しないこと、感染経路も特定されており、どのように感染するかなどを知つていれば、過度に恐れる必要はありません。

えせ同和行為（p26）

同和問題は怖い問題であり避けた方がよいとの誤った意識に乗じて、あたかも同和問題の解決に努力しているかのように装い、同和の名の下に様々な不当な利益や義務なきことを要求する行為をいいます。えせ同和行為は、これまで培われてきた教育や啓発の効果を覆し、同和問題に対する誤った意識を植え付けるという悪影響を生じさせるなど、問題解決の大きな阻害要因となっており、毅然とした態度で対処することが望まれます。

LGBT（エル・ジー・ビー・ティ）

次の言葉の頭文字をとった言葉で性的少数者の総称の一つ。

L（Lesbian、女性の同性愛者）、

G (Gay、男性の同性愛者)、

B (Bisexual、両性愛者)、

T (Transgender、体の性と心の性に違和感がある人)

この他にも Asexual(無性愛)、Pansexual(全性愛)、Intersex(身体的に男女の区別がつきにくい人)、Questioning(確信が持てない人)など様々な人がいることから「LGBTs」、「LGBTQ」等と呼ばれることもあります。

また、性的指向と性自認の英語訳「Sexual Orientation and Gender Identity」の頭文字をとって、「SOGI」と表されることもあります。→「性自認」、「性的指向」参照

【カ行】

岐阜県障害者権利擁護センター (Tel 058-215-0618) (p22)

障がい者に対する虐待の通報などを義務付け、虐待の予防・早期発見、案件発生後の速やかな当事者の権利の擁護を目指す「障害者虐待防止法」により規定されている、使用者（雇用主など）による虐待に関する通報又は届出や、相談等の対応窓口となります。

ぎふ犯罪被害者支援センター (Tel 0120-968-783) (p33)

犯罪や交通事故などの被害に悩む方々を支援する民間団体として、精神科医、弁護士、臨床心理士等が中心となり設立した団体です。

主な支援活動として、電話や面接相談、事件事故直後の生活支援、病院や裁判所への付き添いや法律相談などを行っています。

【サ行】

C S R (Corporate Social Responsibility) (p7)

企業が社会の一員として社会に果たすべき役割と責任のことです。

J Kビジネス (p12)

繁華街を中心に女子高校生等 (JK) によるマッサージ、会話やゲームを楽しませるなどの接客サービスを売り物とする営業が見られ、JKビジネスと呼ばれています。

一見すると問題のないアルバイト先に見える場合でも、女子高校生等が客から児童買春等の被害に遭うなどのケースが目立っており、安易に働くことはとても危険です。

社会を明るくする運動 (p31)

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において、力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

女子差別撤廃条約 (女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約) (p12)

あらゆる領域における女性の差別撤廃を目的として、1979年（昭和54年）の国連総会で採択された条約で、わが国も1985年（昭和60年）に批准しています。

この条約では、国が正しい形で発展するために、また、世界の福祉・平和を築き上げるために、女性

が男性と平等の条件であらゆる分野に最大限参加することが必要であるとし、そのために必要な措置が示されています。特に、社会及び家庭における男性の伝統的役割及び女性の役割を変更することが、男女の平等の達成のために必要であると強調されています。

人権擁護委員（p10）

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて、市町村長の推薦により法務大臣が委嘱しています。国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることを使命としています。

性自認（Gender Identity）（p1,36）

自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）として持っているかということです。「心の性」といわれることもあります。

多くの人は、「心の性」と「身体の性」が一致していますが、この両者が一致せず、自身の身体への違和感を持つ人たちもいます。

性的指向も含めた性的少数者の総称として「L G B T」や「S O G I」と表現されることもあります。
→「L G B T」参照

性的指向（Sexual Orientation）（p1,36）

人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものです。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛（ヘテロセクシャル）、同性に向かう同性愛（ホモセクシャル）、異性・両性両方に向かう両性愛（バイセクシャル）などを指します。

性自認も含めた性的少数者の総称として「L G B T」や「S O G I」と表現されることもあります。
→「L G B T」参照

性同一性障がい（p36）

医療機関を受診し、「身体の性」と「心の性」が一致しないと診断された人たちに対する医学的な疾患・診断名です。

医学的には、「身体の性」と「心の性」とが一致しないために、自らの「身体の性」に持続的な違和感を持ち、「心の性」に一致する身体の性を求める状態、ホルモン療法や手術療法を望むこともあります。

成年後見制度（p20,23）

認知症の高齢者や知的・精神障がいのある人など判断能力が十分でない人を支援するための法律上の制度をいい、大きく分けると、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。

法定後見制度では、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が本人を代理して契約などの法律行為等をしたりすることにより、本人を保護、支援します。

セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）（性的いやがらせ）（p7）

相手の意に反した性的な発言や言動で、身体への不必要的接触、性的関係の強要、性的な噂の流布、衆目にふれる場所でのわいせつな写真等の掲示、性的な冗談やからかいなど、相手を不快にさせる様々な行為をいいます。

なお、厚生労働省が示す「セクハラ指針」が2016年（平成28年）8月に改正され、性的少数者に対する職場におけるセクシュアルハラスメントもセクハラ指針の対象となる旨が明確化されました。

SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）（p34）

限られた利用者だけが参加できるインターネット上の会員制サービスのことをいいます。インターネット上で友人同士、同じ趣味を持つ人や近隣地域の利用者が集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしています。

ソーシャルメディア（p34）

インターネットを利用して、誰でも手軽に情報を発信したり、相互にやりとりしたりすることができる双方向のメディア（情報媒体）のことをいいます。

【タ行】

地域包括ケアシステム（p19）

高齢者がいくつになっても住み慣れた地域で暮らし続けていくことができるよう、一人ひとりの健康の状況や生活の実態に応じて、必要な時に必要なサービスを受けられるよう、地域の中で役割分担をしながらそのサービスを提供していく仕組みのことをいいます。

ドメスティック・バイオレンス（DV）（p1,12）

夫婦や恋人など親密な間柄にある男女間において、加えられる身体的、精神的・性的な暴力をいいます。殴る、蹴るといった物理的な暴力だけでなく、脅し、ののしり、無視、行動の制限・強制、苦痛を与えることなども含まれた概念をいいます。

【ナ行】

日常生活自立支援事業（p20,23）

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。

【ハ行】

ハラスメント（p1,12,34,40）

嫌がらせ、いじめといった意味で、職場では、他の者を不快にさせる性的な言動であるセクシュアル・ハラスメントや職務上の地位や優位性を背景に精神的・身体的苦痛を与えるパワーハラスメント（関連解説参照）、妊娠出産等を理由に不利益な扱いをするマタニティ・ハラスメントなどがあります。

パワーハラスメント（パワハラ）（p7,34,40）

パワーハラスメントとは、職場のいじめ・嫌がらせを指し、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性（※）を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいいます。（※上司から部下に行われるものだけでなく、先輩・後輩間や同僚間、さらには部下から上司に対して様々な優位性を背景に行われるものも含まれます。）

ハンセン病（p29）

1873年（明治6年）にノルウェーのハンセン博士により発見された「らい菌」による慢性の細菌性感染症です。しかし、感染力は極めて弱く、仮に発病した場合でも治療法が確立された現在では、早期発見、早期治療により短期間で治癒する病気です。

ひびきあい活動（の日）（p6,25）

町内すべての幼稚園、小学校、中学校において、人権教育における行動力の育成を図ることを目的に取り組む活動です。

プロバイダ（p34）

インターネット接続用の通信回線を提供する業者で、電子メールやホームページなどのインターネットのサービスを利用するには、専用線や電話回線を通じてインターネット回線に接続する必要があり、その橋渡しをしてくれるのがプロバイダです。

プロバイダ責任制限法（p34）

インターネットや携帯電話の掲示板などで誹謗中傷を受けたり、個人情報を掲載されて、個人の権利が侵害されるなどの事案が発生した場合、プロバイダ事業者や掲示板管理者などに対して、これを削除するよう要請しますが、事業者側がこれらを削除したことについて、権利者からの損害賠償の責任を免れるというものです。また、権利を侵害する情報を発信した者の情報の開示請求ができることも規定しています。

「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（平成13年11月30日法律第137号）のことを言います。

ヘイトスピーチ（p1,27）

特定の個人や集団、団体などの人種、国籍、宗教、民族的な文化などを差別的な意図をもって攻撃、脅迫、侮辱し、扇動する言動などをいいます。

2017年（平成28年）6月に施行された「ヘイトスピーチ解消法」では、「専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であつて適法に居住するものに対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。」と規定しています。

保護観察（p31）

犯罪や非行をした人を社会の中で生活させながら、その人に一定の約束事を守ることを義務づけて、これを守るように助言・指導するとともに、就職の援助や悩みの相談にのって、その立ち直りを助けようとするものです。

【マ行】

マタニティ・ハラスメント（マタハラ）（p12,40）

働く女性が妊娠・出産に関連し職場において受けるいじめ、嫌がらせのことをいいます。

【ヤ行】

ユニバーサルデザイン（p20,23）

2002年（平成14年）12月に策定された国の障害者基本計画では、「バリアフリーは障がいによりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方」と定義しています。

また、2017年（平成29年）2月に「ユニバーサルデザイン2020行動計画」が策定されました。同計画では、共生社会の実現に向け国民の意識やそれに基づくコミュニケーション等個人の行動に向けて働きかける取組（「心のバリアフリー」分野）とユニバーサルデザインの街づくりを推進する取組（街づくり分野）を2本の柱として取り組むこととしています。

【公的機関等】

ぎふ性暴力被害者支援センター（Tel 058-215-8349）

性暴力被害者に対し、被害直後からの総合的な支援を可能な限りワンストップで提供することにより、被害者的心身の負担を軽減するとともに、被害の潜在化を防止することを目的とした機関です。

ぎふ犯罪被害者支援センター（Tel 0120-968-783）（再掲）

犯罪や交通事故などの被害に悩む方々を支援する民間団体として、精神科医、弁護士、臨床心理士等が中心となり設立した団体です。

主な支援活動として、電話や面接相談、事件事故直後の生活支援、病院や裁判所への付き添いや法律相談などを行っています。

岐阜県障害者権利擁護センター（Tel 058-215-0618）（再掲）

障がい者に対する虐待の通報などを義務付け、虐待の予防・早期発見、案件発生後の速やかな当事者の権利の擁護を目指す「障害者虐待防止法」により規定されている、使用者（雇用主など）による虐待に関する通報又は届出や、相談等の対応窓口となります。

岐阜県障がい者雇用企業支援センター

企業が積極的に障がい者を雇用できる職場環境を作るために雇用に向けた受入体制整備のアドバイ

スから、障がい者の力を引き出す仕事づくり、定着を担う支援機関とのネットワーク構築などの支援を行っています。

岐阜県障がい者差別解消支援センター

「障害者差別解消法」に基づき、福祉分野における専門的知識と経験を有し、相談支援を専門とする社会福祉士（国家資格）が広域専門相談員として障がい者差別に関する高度・専門的な相談に対応します。

岐阜県人権啓発センター（Tel 058-272-8252）

2000年（平成12年）4月に人権尊重の思想を広く県民に普及し、女性、子ども、高齢者、障がい者などの人権に関する問題への取り組みを推進して差別のない、人権が尊重される明るく住みよい社会の実現をめざして設置された機関です。

人権啓発出前講座、人権相談、人権啓発DVD等の貸出し、人権関係の情報収集など総合的かつ効果的に県民の人権意識の高揚を推進するための各種啓発活動を行っています。

岐阜県地域生活定着支援センター（Tel 058-293-5102）

高齢又は障がいを有するために福祉の支援を必要とするについて、保護観察所と協働して、安定した日常生活が送れるよう生活の環境を整えるとともに、こうした人々を受け入れる地域社会づくりに取り組む施設です。

岐阜県女性相談センター（Tel 058-274-7377）

女性が安心して暮らせる環境の整備を図るために女性が抱えているさまざまな悩みや問題について相談を受け付けている機関です。

また、配偶者暴力相談支援センターとして、配偶者からの暴力等に悩んでいる方の相談等を行っています。

子ども相談センター

子ども相談センターは、児童福祉法に基づいて設置されている児童相談所です。悩みを持っているお子さん自身、ご両親や家族、保育園や学校、地域の方から18歳未満のお子さんについてのあらゆる相談に応じ、共に考え、援助しています。

岐阜県では、圏域別に5か所の子ども相談センターを設けています。

青少年SOSセンター（Tel 0120-247-505）

岐阜県では、いじめ、不登校、友人・親子関係等の様々な悩みを持つ青少年の相談を受け付ける相談機関（通称：青少年SOSセンター）を運営しています。

青少年の悩みに365日、24時間フリーダイヤルで対応する相談機関です。電話のほか、メールやアクセス、面談でも対応します。また、匿名の相談も受けます。

配偶者暴力相談センター

配偶者による暴力の被害者を支援する中心的な機関として各都道府県の婦人相談所などが、「配偶者暴力相談センター」の機能を果たしています。

岐阜県では、岐阜県女性相談センター、県事務所福祉課、岐阜地域福祉事務所福祉課で行っています。

配偶者からの暴力（DV）の防止及び被害者の保護を図るため、相談、カウンセリング、情報提供などを行っています。

発達障害者支援センター（Tel 058-233-5106）

発達障害者の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援の推進を図るために設置されています。

〔資料〕



人権に関する町民意識調査

この「神戸町人権施策推進指針」を改定するにあたり、町民の皆様方のご意見を広くお聴きするため、令和元年10月1日～30日の間に「人権に関する町民意識調査」を行いました。

皆様よりいただきました調査票を分析し、その結果を「神戸町人権施策推進指針」に反映させていただけます。皆様からいただいたご意見はこの指針のみならず、すべての行政分野において活用していきたいと思います。

調査の実施にあたり、ご協力をいただきました町民の皆様に、心からお礼を申し上げます。

◎調査の設計

- ・調査対象 20歳以上の神戸町民を無作為に抽出した500名
- ・調査方法 郵送法
- ・調査時期 令和元年10月
- ・回収件数 244件
- ・回収率 48.8%

◎調査の内容

- ・人権問題全般について
- ・子どもの人権について
- ・障がい者の人権について
- ・外国人の人権について
- ・刑を終えて出所した人の人権について
- ・インターネットによる人権侵害について
- ・災害に伴う人権問題について
- ・今後の人権教育啓発について
- ・女性の人権について
- ・高齢者の人権について
- ・同和問題について
- ・感染症患者等の人権について
- ・犯罪被害者とその家族の人権について
- ・性的指向・性自認性の人の人権について
- ・その他の人権問題について
- ・各人権問題に対する関心度

◎調査対象者の特性

・性別

男性 105人 (43.0%) 女性 138人 (56.6%) 無回答 1人 (0.4%)

・年代

20歳代 17人 (7.0%) 30歳代 28人 (11.5%) 40歳代 46人 (18.9%)

50歳代 27人 (11.1%) 60歳代 49人 (20.1%) 70歳代以上 76人 (31.1%)

無回答 1人 (0.4%)

・職業

無職 101人 (41.1%) 正規の職員・従業員 71人 (29.1%)

パート・アルバイト 44人 (18.0%) 自営業・経営者 20人 (8.2%)

その他 6名 (2.5%) 学生 2人 (0.8%)

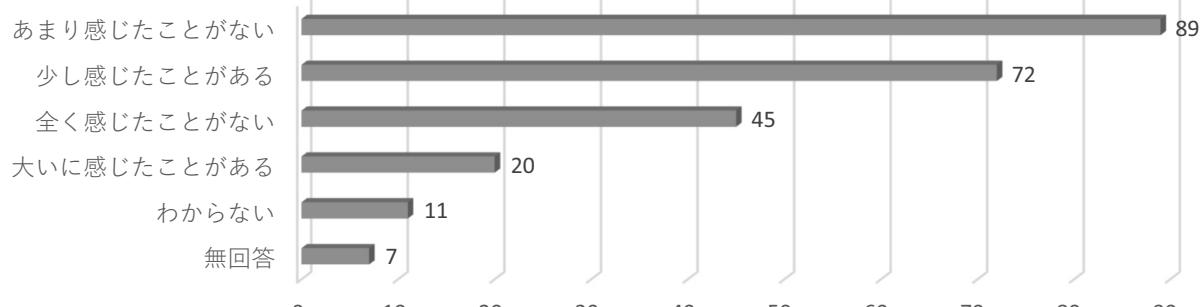
・家族構成

二世代世帯 116人 (47.5%) 一世代世帯 66人 (27.0%) 三世代世帯 40人 (16.4%)
ひとり暮らし 14人 (5.7%) その他 8人 (3.3%)

その他、人権に関する町民意識調査の結果については以下のとおりです。

■人権侵害を受けた経験

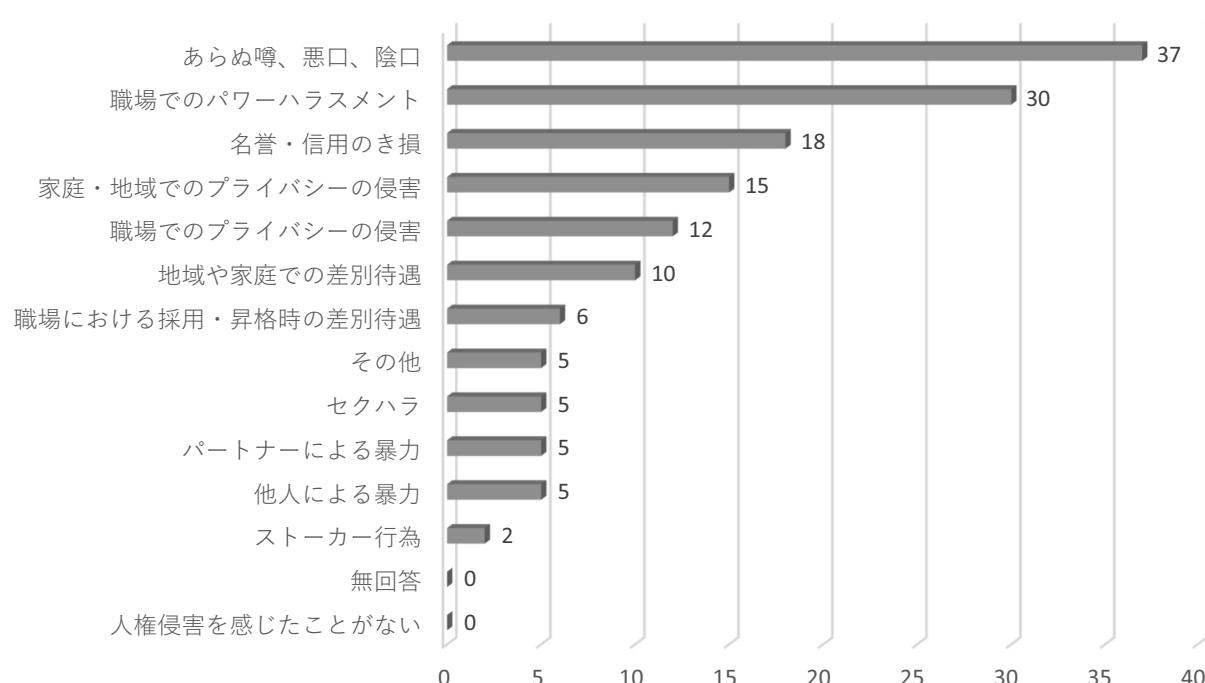
問 あなたは、これまでに人権を侵害（暴力、脅迫、強要、プライバシーの侵害、差別待遇など）されたと感じたことがありますか。次の中から1つだけ○をつけてください。



[人権に関する意識調査（令和元年10月調査）]より 以下、同じ

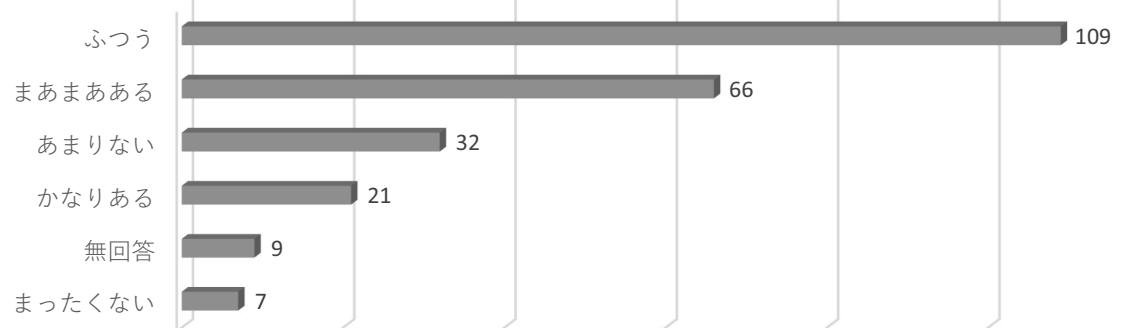
■どのような人権侵害か

問 前述の問い合わせで、大いに感じたことがある、もしくは、少し感じたことがある、を選択されたかたについて、それはどのような人権侵害ですか。次の中から選んで○をつけてください。



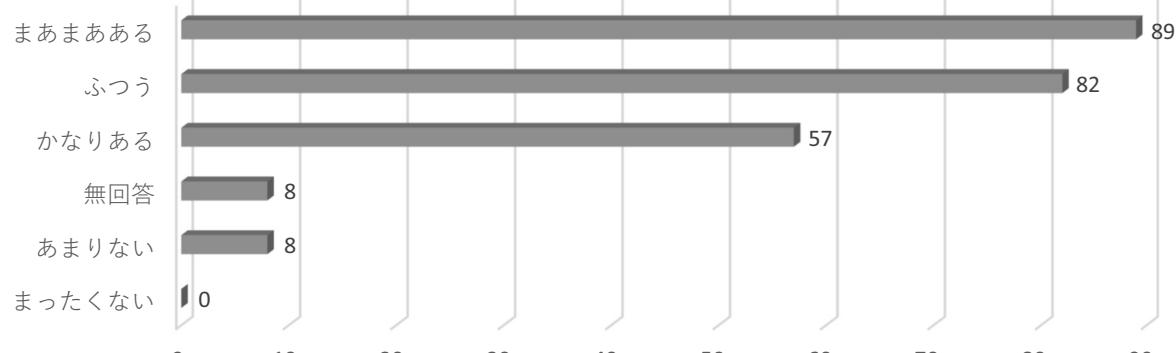
■女性の人権問題について関心の度合い

問 女性の人権問題について、関心の度合いはどの程度ありますか。次の中から1つだけ選んで○をつけてください。



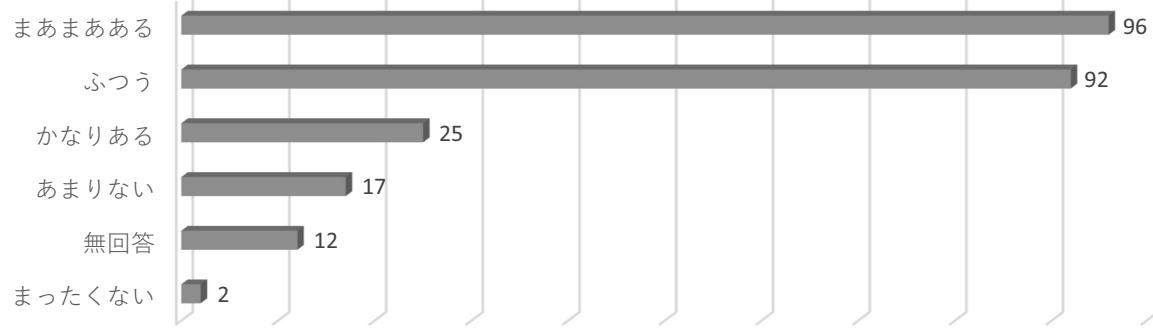
■子どもの人権問題について関心の度合い

問 子どもの人権問題について、関心の度合いはどの程度ありますか。次の中から1つだけ選んで○をつけてください。



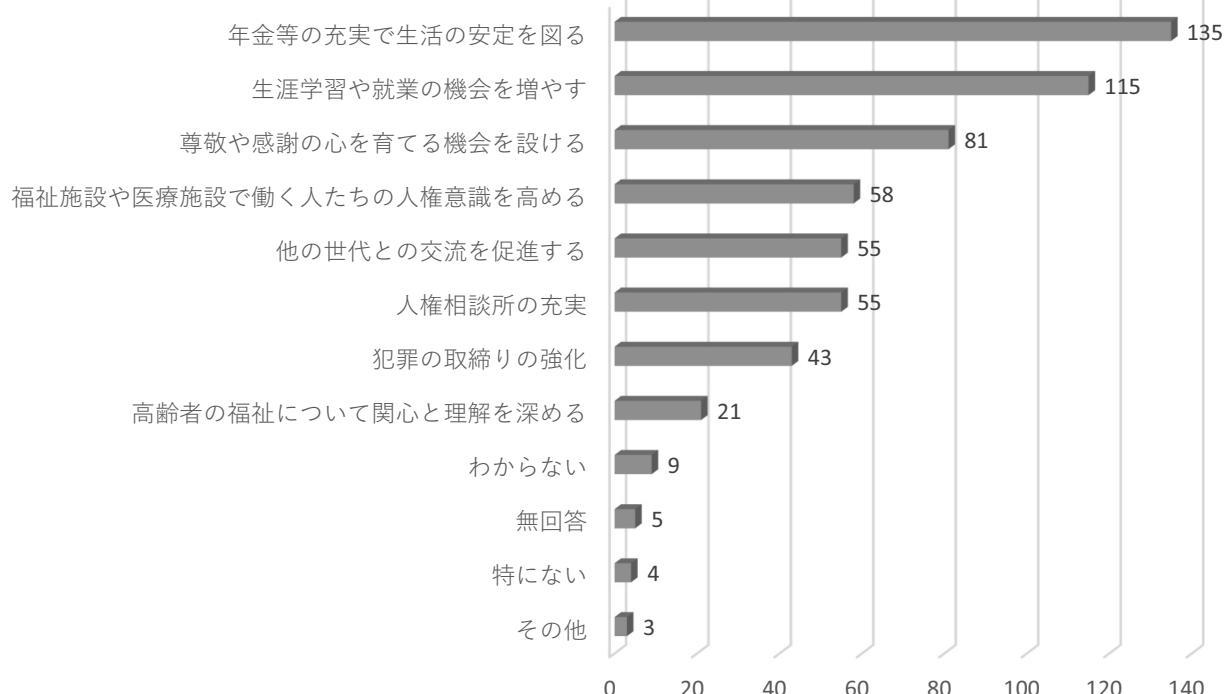
■高齢者の人権問題について関心の度合い

問 高齢者の人権問題について、関心の度合いはどの程度ありますか。次の中から1つだけ選んで○をつけてください。



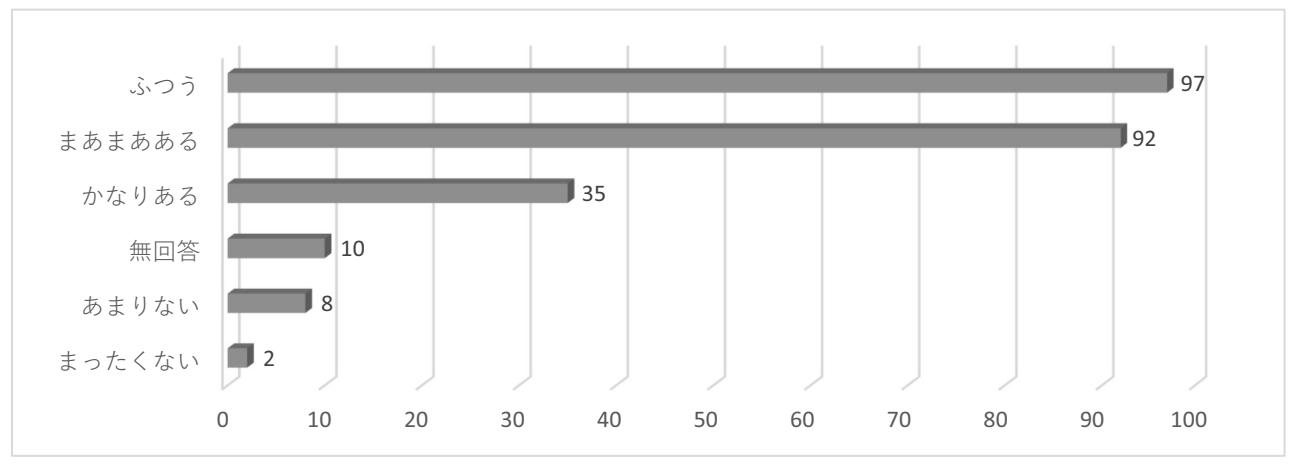
■高齢者的人権を守るために必要なこと

問 高齢者的人権を守るためにには、どのようなことが必要だと思いますか。次の中から3つまで選んで○をつけてください。



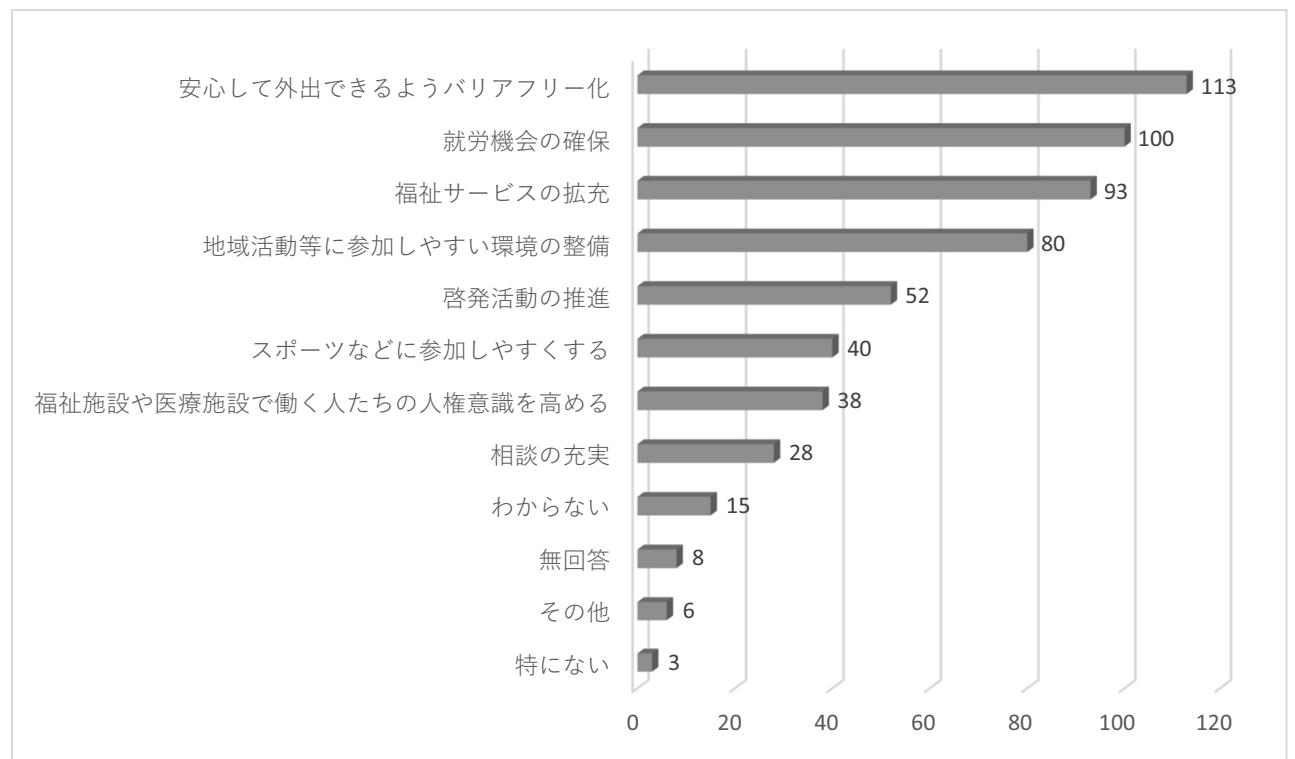
■障がい者的人権問題について関心の度合い

問 障がい者的人権問題について、関心の度合いはどの程度ありますか。次の中から1つだけ選んで○をつけてください。



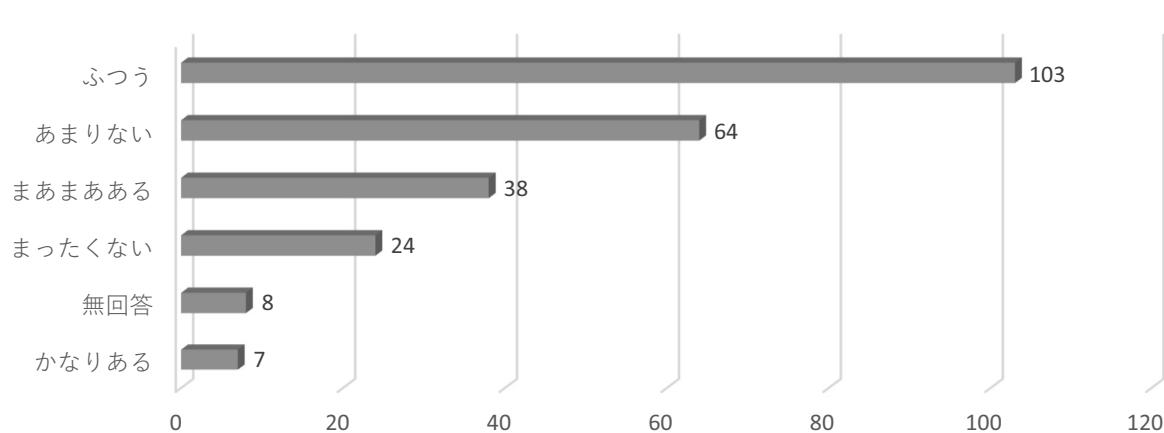
■障がい者的人権を守るために必要なこと

問 障がい者的人権を守るためにには、どのようなことが必要だと思いますか。次の中から3つまで選んで○をつけてください。



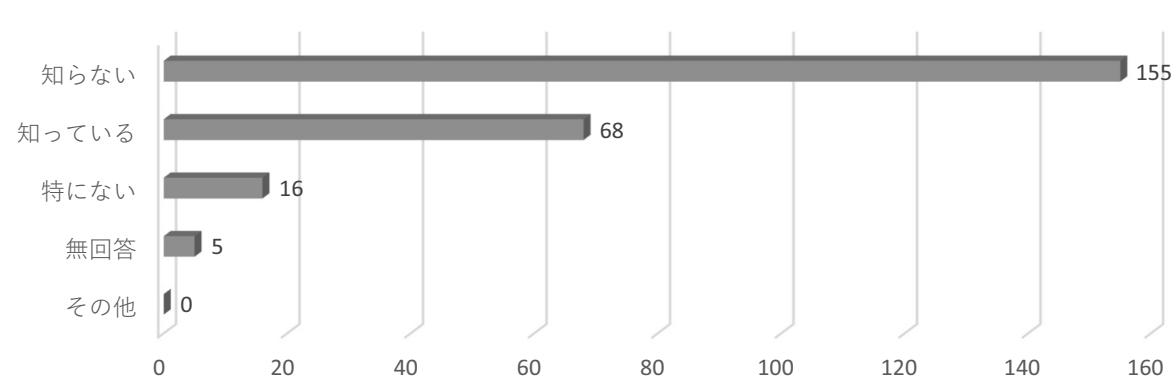
■同和問題について関心の度合い

問 同和問題について、関心の度合いはどの程度ありますか。次の中から1つだけ選んで○をつけてください。



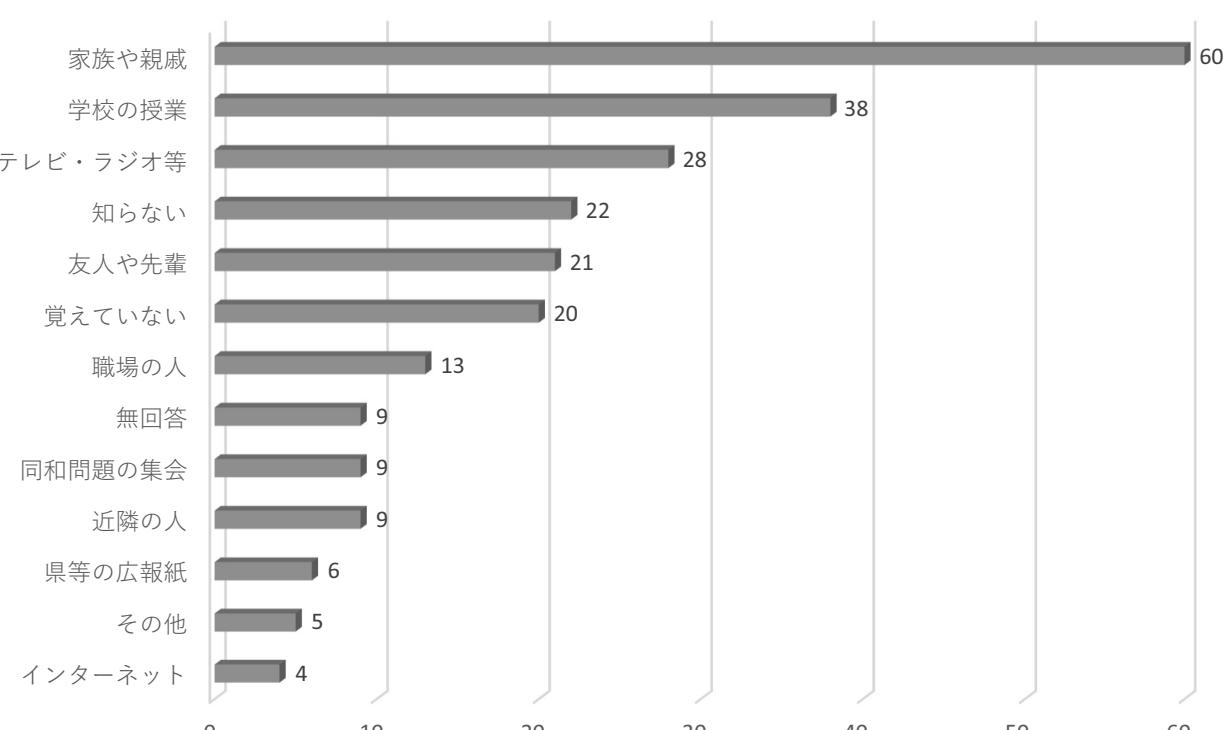
■「部落差別解消推進法」

問 あなたは、「部落差別解消推進法」を知っていますか。次の中から1つだけ選んで○をつけてください。



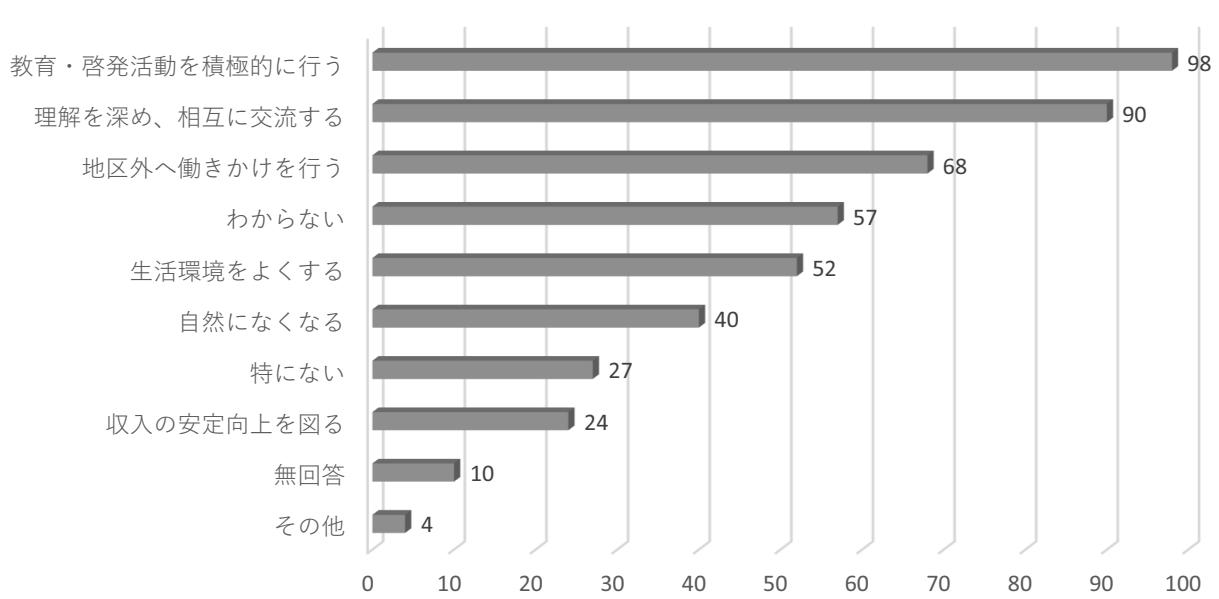
■同和問題をはじめて知ったきっかけ

問 あなたが同和問題や同和地区について、はじめて知ったのはどのようなことからですか。次の中から1つだけ選んで○をつけてください。



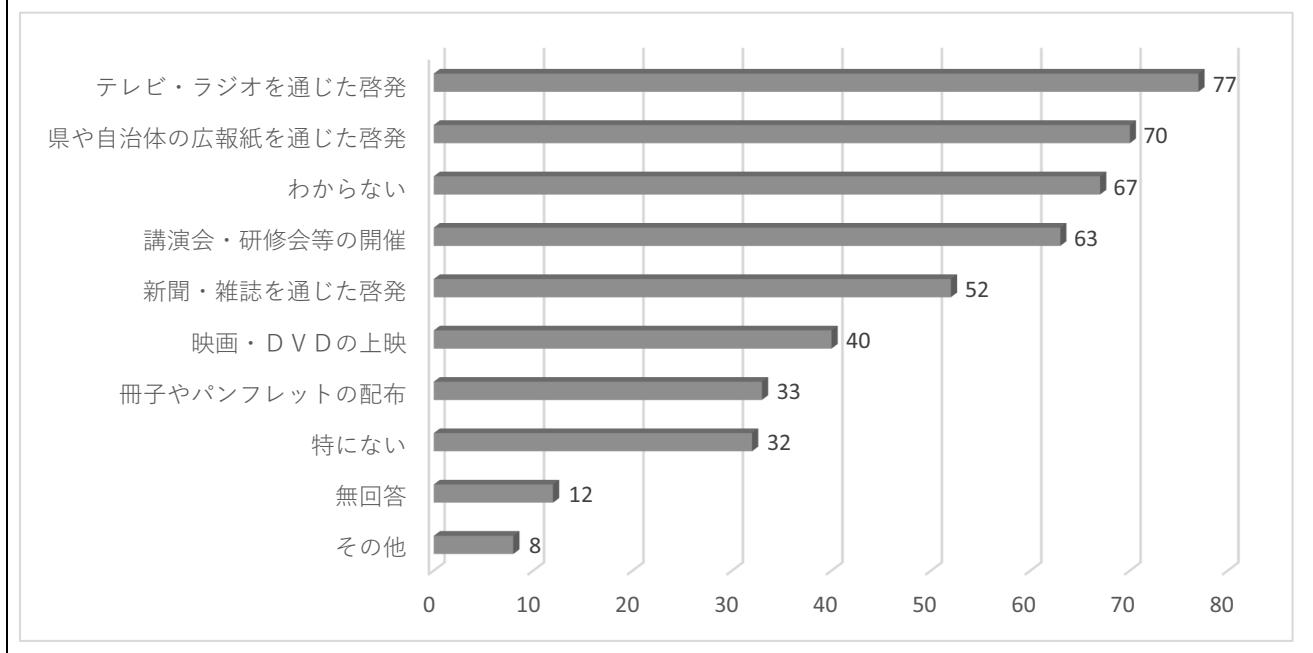
■同和問題を解決するためには

問 同和問題を解決するためには、どうしたらよいとお考えですか。重要だと思うものを次の中から3つまで選んで○をつけてください。



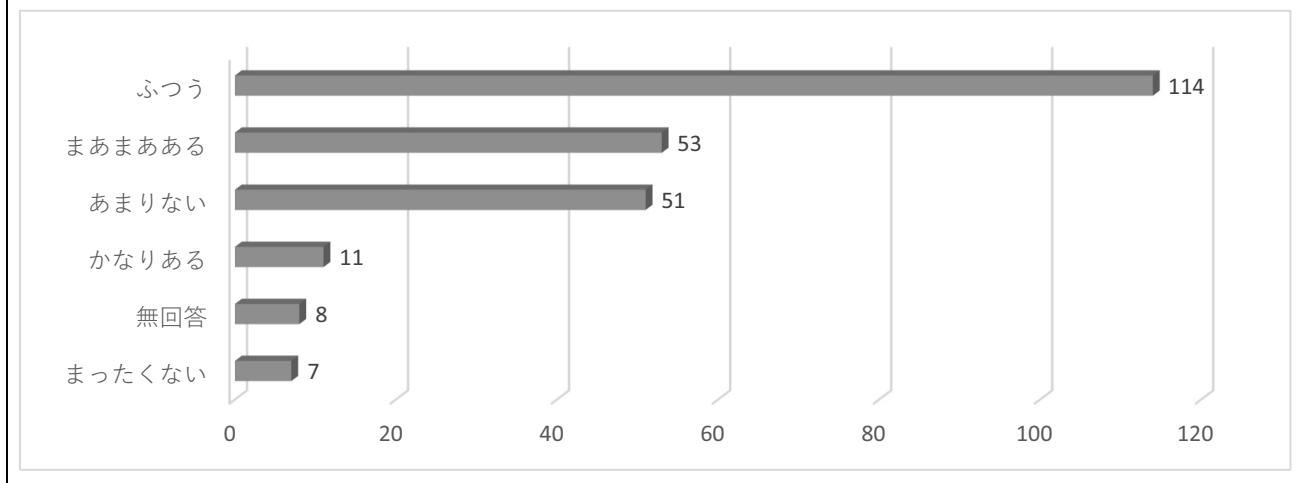
■同和問題に対する啓発の方法として有効なものは

問 同和問題に対する意識を高めるための啓発の方法として、特にどのようなものが有効とお考えですか。次の中から3つまで選んで○をつけてください。



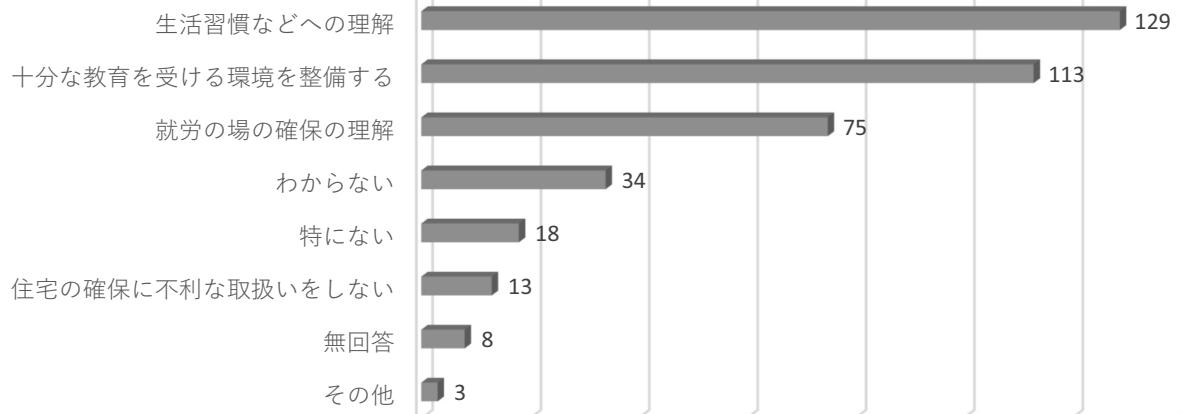
■外国人の人権問題について関心の度合い

問 外国人の人権問題について、関心の度合いはどの程度ありますか。次の中から1つだけ選んで○をつけてください。



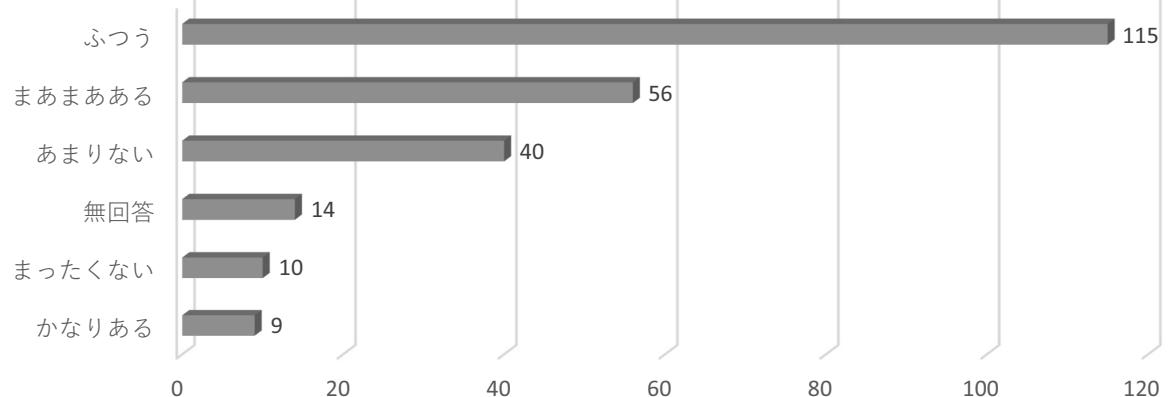
■外国人の人権を守るために必要なこと

問 外国人の人権を守るために、どのようなことが必要だと思いますか。次の中から2つまで選んで○をつけてください。



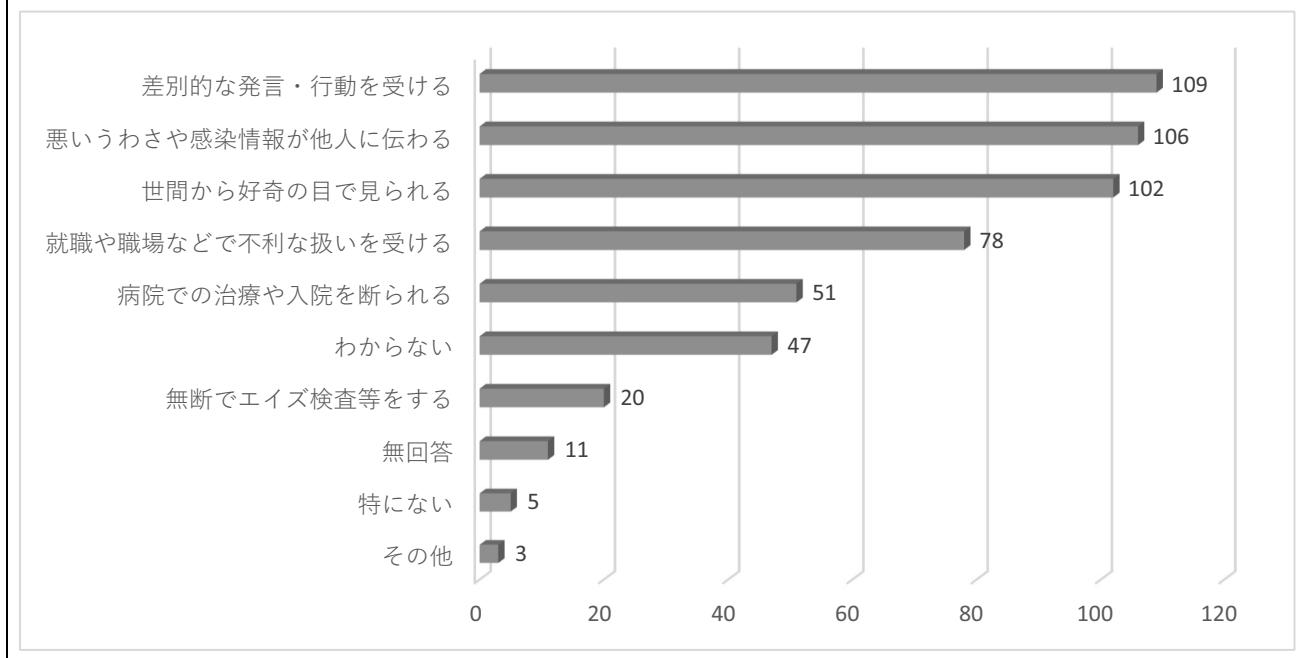
■感染症患者等の人権問題について関心の度合い

問 感染症患者等の人権問題について、関心の度合いはどの程度ありますか。次の中から1つだけ選んで○をつけてください。



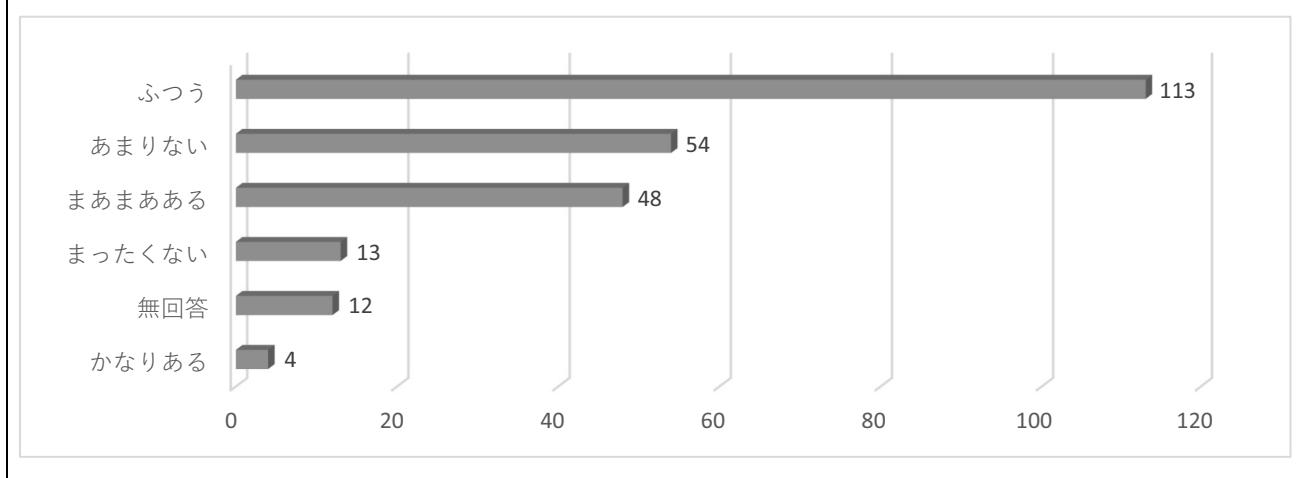
■感染症患者等の人権問題について特に問題があると思うこと

問 感染症患者等の人権問題について、特に問題があると思うのはどのようなことですか。次の中から3つまで選んで○をつけてください。



■出所した人の人権問題について関心の度合い

問 出所した人の人権問題について、関心の度合いはどの程度ありますか。次の中から1つだけ選んで○をつけてください。



■更生保護活動をするか

問 刑を終えて出所した人たちが社会に復帰するのを援助する「更生保護」活動をしている人たちがいます。もし、「更生活動」をしませんかと呼びかけられたら、あなたはどうしますか。あなたの考えにいちばん近いものを1つだけ選んで○をつけてください。

自分にはできない 106

なんとも言えない 76

わからない 32

特に関心がない 12

無回答 8

自分もしたい 8

その他 2

0 20 40 60 80 100 120

■犯罪被害者とその家族の人権について関心の度合い

問 犯罪被害者とその家族の人権問題について、関心の度合いはどの程度ありますか。次の中から1つだけ選んで○をつけてください。

ふつう 96

まあまあある 71

あまりない 43

無回答 14

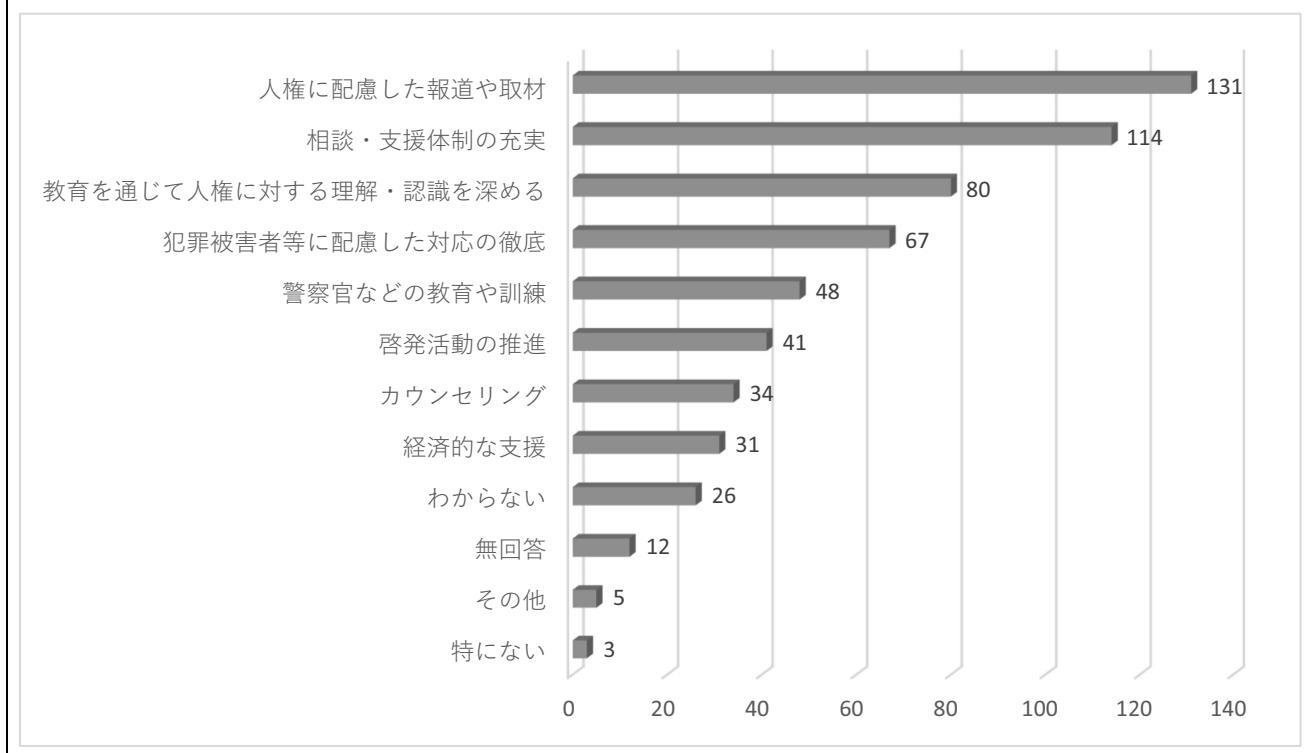
かなりある 12

まったくない 8

0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100

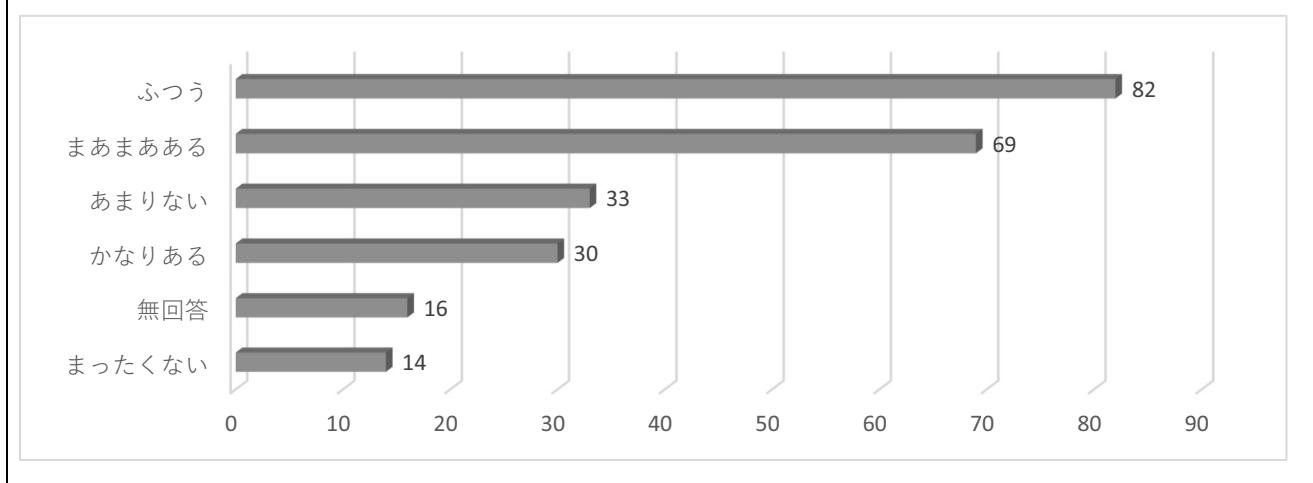
■犯罪被害者とその家族の人権を守るために必要なこと

問 犯罪被害者とその家族の人権を守るために、どのようなことが必要だと思いますか。次の中から3つまで選んで○をつけてください。



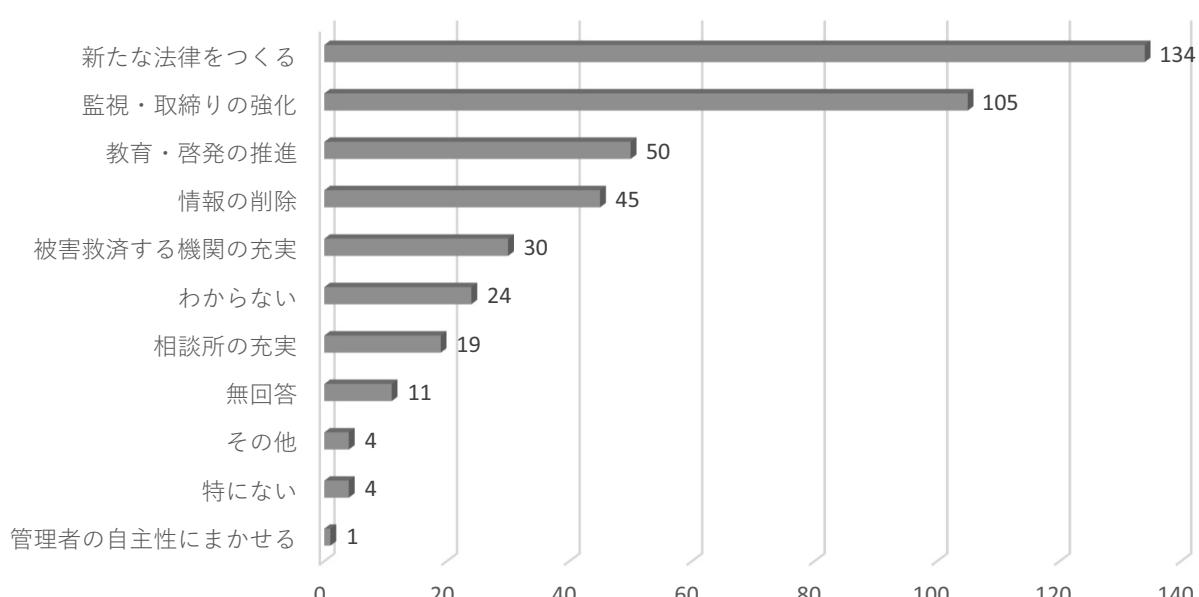
■インターネットによる人権侵害について関心の度合い

問 インターネットによる人権侵害について、関心の度合いはどの程度ありますか。次の中から1つだけ選んで○をつけてください。



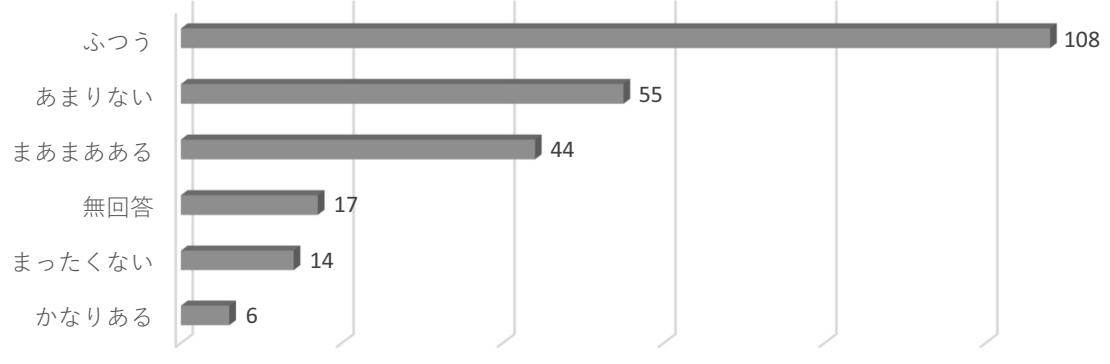
■インターネットによる人権侵害を解決するために必要なこと

問 インターネットによる人権侵害を解決するためには、特にどのようなことが必要だと思いますか。次の中から2つまで選んで○をつけてください。



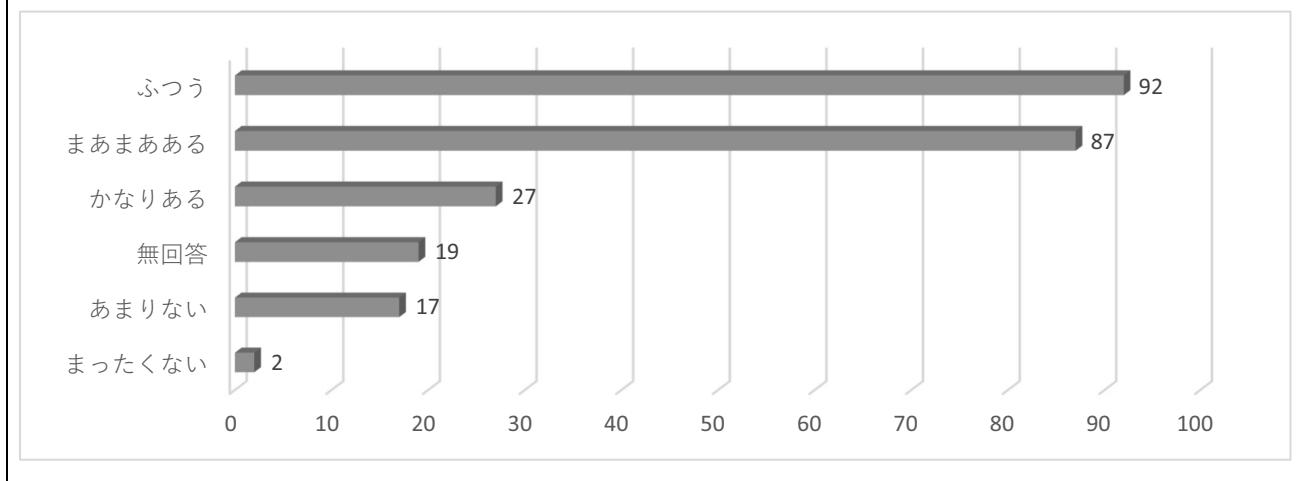
■性的指向の異なる人の人権問題について関心の度合い

問 性的指向の異なる人の人権問題について、関心の度合いはどの程度ありますか。次の中から1つだけ選んで○をつけてください。



■災害時の人権侵害について関心の度合い

問 災害時の人権侵害について、関心の度合いはどの程度ありますか。次の中から1つだけ選んで○をつけてください。





神戸町人権施策推進指針【第三次改定】

～人権感覚を高め「一人ひとりがお互いを認め合い
人権を尊重し合うまち」を目指して～

令和2年3月

発 行 神戸町役場 民生部 健康福祉課
〒503-2392
岐阜県安八郡神戸町大字神戸1111番地
電話 0584-27-0175
E-mail : fukushi@town.godo.lg.jp

